

# 平成31（令和元）年度 図書館要覧



白河市立図書館  
SHIRAKAWA PUBLIC LIBRARY  
Libran〜りぶらん〜

## 目 次

1.	白河市の概要	1
2.	白河市立図書館 4 館の沿革	3
3.	白河市立図書館運営基本方針	4
4.	図書館の組織	7
5.	図書館の施設概況	8
6.	利用案内	13
7.	図書館協議会	18
8.	平成 30 年度活動報告・平成 31 (令和元)年度事業計画	20
9.	図書館統計	31
10.	予算・決算	43
11.	条例・規則等	44

### 表紙の写真

市立図書館と地域館（3館）の子どもたちへのサービス風景を掲載しました。

写真右上・表郷図書館／右中央・東図書館／右下・大信図書館／左下・市立図書館

## 1. 白河市の概要

白河は、古代にあつては白河関が存在し、中世から近世はもとより現代まで東北の玄関口、また、県南地域の中心都市として歴史と文化を刻んできた。

平成17年に白河市、表郷村、大信村、東村の1市3村の合併により、新たな白河市が誕生し、東北自動車道、東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に近接するという地理的優位性から活発な企業活動や、郊外型ショッピングセンターの立地が進むなど、県南地方の中核都市として、人が集いふれあうまちづくりを行政と市民、地域が一体となって推進している。

### (1) 沿革

- ・明治22年 4月 町村制施行により、自治体として白河町制施行
- ・昭和24年 4月 白河町、大沼村が合併して白河市制施行（昭和29年7月 白坂村、同年10月小田川村、同30年3月 五箇村、同年8月古関村の関辺、旗宿地区が編入合併）
- ・昭和30年 2月 古関村、金山村、社村が合併して表郷村となる
- ・昭和30年 3月 釜子村、小野田村が合併して東村となる（同年8月 東村より小貫、太田輪が浅川町へ編入）
- ・昭和30年 4月 信夫村、大屋村が合併して大信村となる
- ・昭和44年 8月 白河市と西白河郡1町6村が白河地方広域圏の指定を受ける
- ・昭和45年 白河地方広域圏に東白川郡の3町1村が変更指定を受ける
- ・昭和63年 10月 フランス共和国 コンピエーニュ市と姉妹都市提携調印
- ・平成10年 10月 三重県桑名市、埼玉県行田市と友好都市協定
- ・平成17年 11月7日 白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、新生「白河市」となる

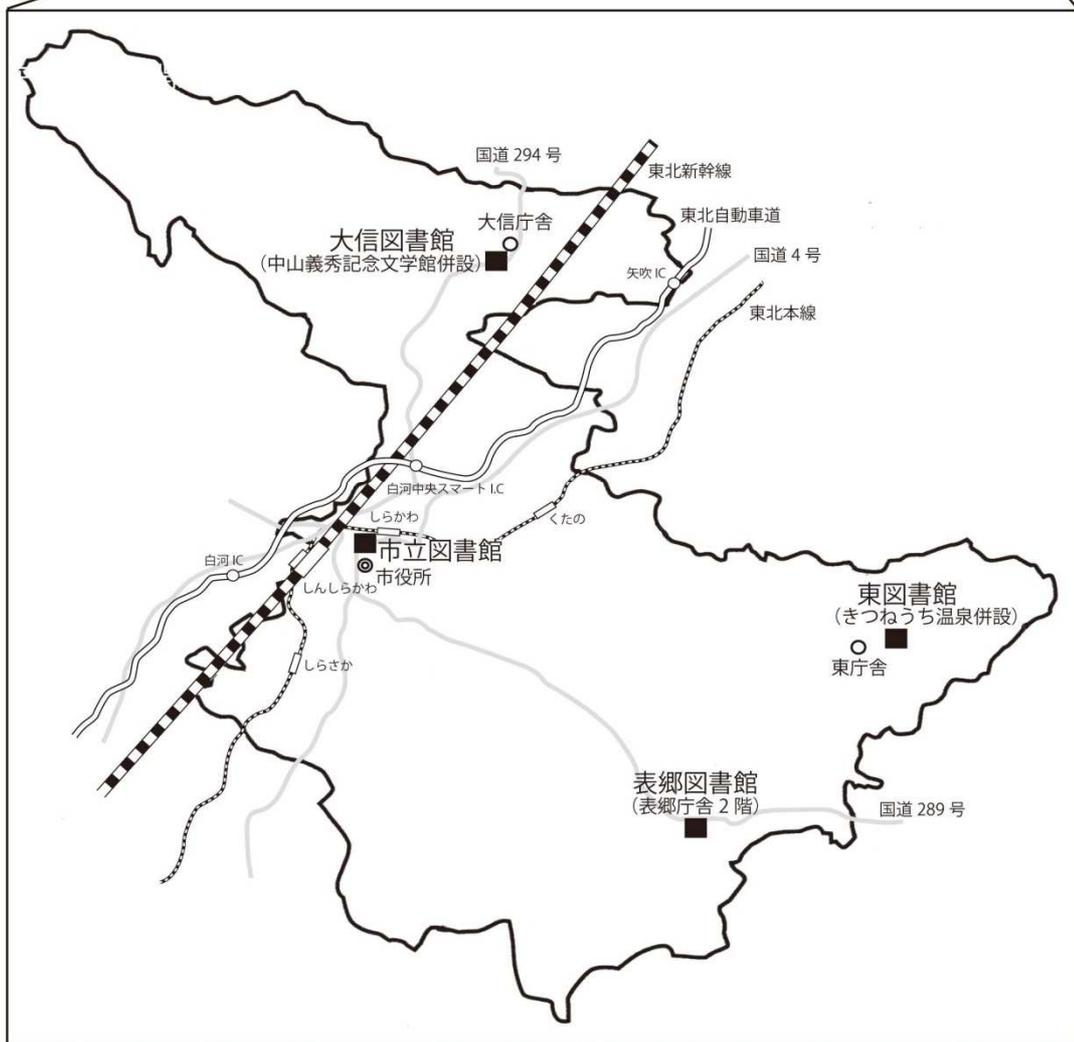
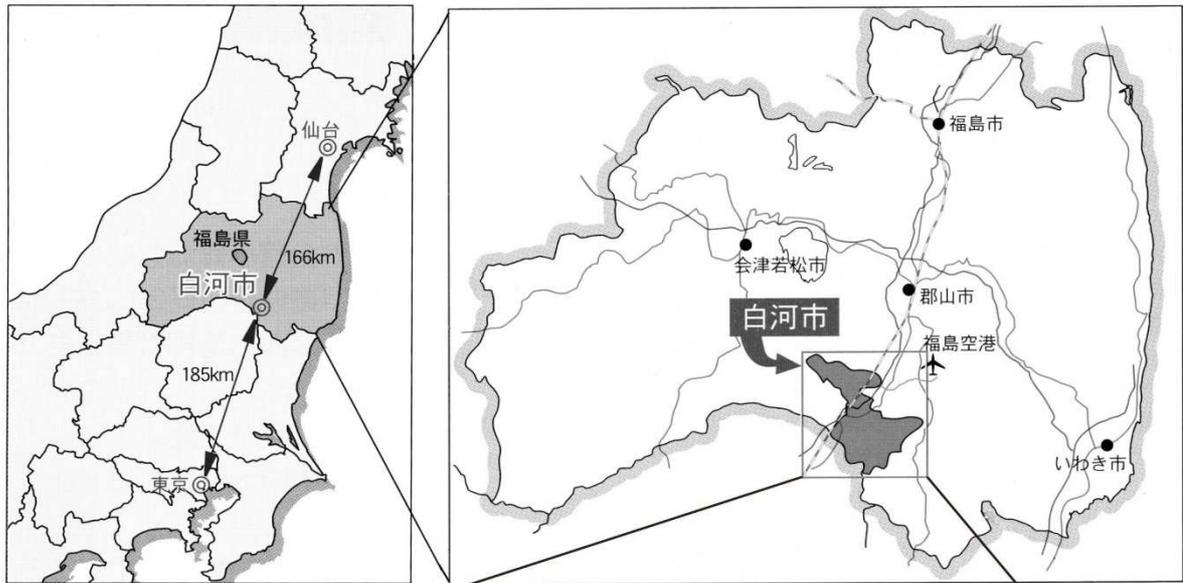
### (2) 人口（平成31年4月1日現在）

人口総数	男	女	世帯数
59,873人	29,713人	30,160人	23,249世帯

### (3) 位置・地勢・気候

白河市は、福島県の南部中央に位置し、東は矢吹町・泉崎村・石川町・浅川町、西は西郷村、北は天栄村、南は棚倉町・栃木県那須町に接している。総面積は305.3k㎡で、水田風景が広がる海拔300～400mの平地と400～600mの丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権田倉山976.3mとなっている。気候は年間平均気温約12℃で夏は涼しく冬は季節風の影響で寒さが厳しいものの、積雪は少ない。

■白河市と図書館の位置図



## 2. 白河市立図書館4館の沿革

明治 42(1908)年	5月13日	中町に白河町立図書館仮開館(非認可)
大正 2(1913)年	12月27日	白河第一小学校内に白河町立図書館開館 (認可：蔵書 3,604 冊)
昭和 15(1940)年		白河町役場に蔵書移管
昭和 22(1947)年		南湖神社に蔵書移管
昭和 24(1949)年	4月1日	白河市菖蒲沢に白河市立図書館(市制施行)開館 木造平屋 95 m <sup>2</sup> 敷地 1,683 m <sup>2</sup> (昭和 23 年度蔵書 3,753 冊)
	5月1日	福島県立図書館白河分館を市立図書館に併置
昭和 31(1956)年	2月1日	市立図書館を新蔵町 6 番地に移転開館
昭和 44(1969)年	4月1日	市立図書館を手代町 22-1 番地に移転開館 鉄筋コンクリート造 3 階建 777 m <sup>2</sup> 、敷地 550 m <sup>2</sup>
昭和 46(1971)年	12月20日	東釜子字殿田表 35 に東村中央公民館図書室を開設
昭和 47(1972)年	12月	表郷番沢字桜下 23 番地に表郷村中央公民館図書室を開設 鉄筋コンクリート造 2 階建図書室 78 m <sup>2</sup>
昭和 49(1974)年	4月	大信増見字北田 58 に大信公民館内図書室を開設
昭和 59(1984)年	3月31日	福島県立図書館白河分館を廃止
平成 5(1993)年	4月1日	大信町屋字沢田 25 番地に大信村中山義秀記念文学館開館
平成 7(1995)年		東多世代交流センター(健康温泉館、文化センター、図書館)に東村図書館開館
平成 17(2005)年	11月7日	合併により白河市立図書館となる (平成 17 年度末蔵書 90,918 冊) 合併により白河市立図書館表郷分館となる (平成 17 年度末蔵書 12,950 冊) 合併により白河市立中山義秀記念文学館となる (平成 17 年度末蔵書 32,366 冊) 合併により白河市立東図書館となる。 (平成 17 年度末蔵書 41,000 冊)
平成 21(2009)年	6月	表郷金山字長者久保 2 番地の白河市役所表郷庁舎内に 白河市立表郷分館移転開館
平成 23(2011)年	3月11日	東日本大震災の発生により、市立図書館の開館が遅れる
	4月1日	地域図書館として、白河市立表郷図書館となる (図書蔵書 14,282 冊) 地域図書館として、白河市立大信図書館となる (図書蔵書 36,801 冊) 地域図書館として、白河市立東図書館となる (図書蔵書 41,207 冊)
	7月24日	道場小路 96 番地 5 に市立図書館が移転開館 りぶらの愛称で新築 (図書蔵書 123,000 冊、視聴覚 3,900 点)
平成 31(2019)年	3月14日	システム改変に伴い、利用要件を変更

### 3. 白河市立図書館運営基本方針

「市民が気軽に利用し、楽しみ、くつろぎ、交流できる」～快適な図書館

#### 1. 基本理念

白河市立図書館は、図書館法に則り、市民の交流・情報の拠点施設として、多様化、個性化する現代社会にあって乳幼児から高齢者まですべての市民の利用に応えるため、書籍をはじめとする印刷物、CD、DVDなどの視聴覚資料のほか、広い領域にわたる資料を選択・収集・整理し、時宜にかなった新鮮な資料・情報を積極的に提供するとともに、図書館サービスの拡充を図り、「利用者が主役」の理念を念頭に、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できるきめ細かい図書館活動を展開します。

#### ～目指すべき図書館像～

##### (1)滞在できる図書館

快適で過ごしやすい空間の提供や日常の中で気軽に立ち寄り、ゆったり時間を過ごすことのできるやすらぎの場としての滞在型図書館を目指します。

##### (2)交流できる図書館

性別や世代を超えた様々な市民が出会い、交流し、気軽にコミュニケーションできる、ふれあいの場・憩いの場としての図書館を目指します。

##### (3)知り学ぶことができる図書館

市民生活に欠かすことのできない学習活動や幅広い趣味への対応、調査研究や文化芸術活動などの支援を通して、生涯にわたり利活用できる自発的な学びの場としての図書館を目指します。

##### (4)地域の歴史を集め発信する図書館

東北の玄関口として歴史上に幾たびも登場する白河。表郷、大信、東の各地域も豊かな歴史や風土を持つ地域として知られており、各地域に関連する資料やそこから発刊された資料を収集、提供し後世に伝えます。

#### 2. 重点取組事項

基本方針に沿って重点的に取り組む事項を次のとおり設定し、今後の図書館施策を展開します。

##### (1)知識・文化の拠点施設

図書館は、市民の多様な学習活動や文化・芸術活動を支援し、高度情報化社会に対応する「知識・文化の拠点施設」としての機能強化に努めます。また、誰もがゆったりとした環境で本や映像、音楽に親しみ、そこから得た様々な知識や情報を地域教育や文化芸術活動の向上につなげられるよう、機能の充実に努めていきます。図書館が充実することによって地域文化の向上と新たな文化の創造が図られることが期待されます。

## (2)まちづくりの拠点施設

市立図書館は JR 白河駅前に位置していることから、中心市街地の存在価値を高め、かつて、多くの人が行き交った賑わいのある魅力的なまちの再生と人づくりの一端を担い、中心市街地活性化の結び目となることを目指します。

また、表郷、大信、東の図書館は各地域の中心地に位置していることから、市立図書館との一体的な運営により、各地域のまちづくりと人づくりの拠点として地域振興の一助となることを目指します。

## (3)県南地域の中心都市機能施設

本市は県南地域の中心都市として、また、東北の玄関口として、歴史と豊かな都市環境を有しています。市立図書館をはじめとする3つの地域図書館は本市の文化施設であり、広域的な交流の拠点施設と周辺地域の文化向上の中心施設として機能することを目指します。

## (4)「白河市子ども読書推進計画」

平成 25 (2013) 年度に策定した「白河市子ども読書推進計画」が平成 30 (2018) 年度に満了したことを受け、成果の検証を行なうと同時に「第二次計画」の策定を進め、本市の児童・生徒が読書に親しむことのできる環境をさらに整えます。

# 3. 白河市立図書館の基本方針

「利用者が主役」の理念を念頭に、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できるきめ細かい図書館を目指します。

## (1)資料・施設の整備と職員の資質向上

図書館は、多様化、個性化する現代社会にあって、本や雑誌をはじめとする印刷物や CD・DVD などの視聴覚資料の収集と提供に努め、市民の利用に応えます。また、「居場所としての快適な空間」を、来館するすべての人が感じられるように、施設の整備や職員の接遇向上に努めます。そして、利用者の要望に「ありません、わかりませんを言わない」図書館を目指します。

## (2)多様な生涯学習意欲の支援

市民一人ひとりの知的欲求に応えることはもちろん、専門職である司書を配置することで調査研究や学術調査への要望に対しても図書館の機能は発揮されます。また、他の施設や機関との連携を通して様々な課題や学習の解決にも役立っており、「知りたい、学びたい」という自発的な声に応える施設を目指します。

## (3)人材の育成

図書館は、情報と文化の蓄積、記録の保存とともに人生 100 年時代の知識の形成など人々の多様な生き方、考え方に深く関わることから、すべての人が文化に触れる環境を整備することで、長期的視野にたった人材育成の核となる場づくりを目指すとともに、司書の資質向上も重要な項目と位置づけ活動していきます。

#### (4) 出会いと交流・地域文化の創造

「白河にいつまでも住み続けたいと願い、住むことを誇りに思う」。そんな地域社会への愛着は、性別や世代を超えた様々な人との出会い、交流から始まります。また、白河を訪れる多くの人との出会いは、市民の学習活動を刺激する原動力にもなります。図書館は、市民が気軽にコミュニケーションし、学習する機会や場所を提供することで、新たな地域づくり、地域文化の創造を誘発することを目指します。

#### (5) 情報社会への対応

今日の社会は、インターネットの急速な発展に伴い、情報を瞬時に入手できるようになりました。一方で情報の氾濫や間違った情報へのアクセスも問題化しています。利用者が求めている多様な情報を収集・保存し正確な情報を提供すること、情報へのアクセス方法を利用者へ伝えサポートすることも図書館の持つ重要な機能です。

時代に合ったシステムの構築、整備や図書資料に限らない様々な情報を提供できる人材の育成を図ります。

#### (6) サービスの充実と都市環境の創出

現在の開館日数、開館時間の拡大は市民のライフスタイルに応え、親しみやすく利用しやすい図書館として、そのニーズに適合したものとして評価されています。白河市立図書館は、JR 白河駅前の交通の結節点に立地する利便性を生かし、都市環境の創出のために、文化資源を集積する広域交流拠点として中心市街地への回遊を誘導し、市民の交流や学習活動を促進し、「歴史と文化が融合」するまちづくりの一端を担っています。

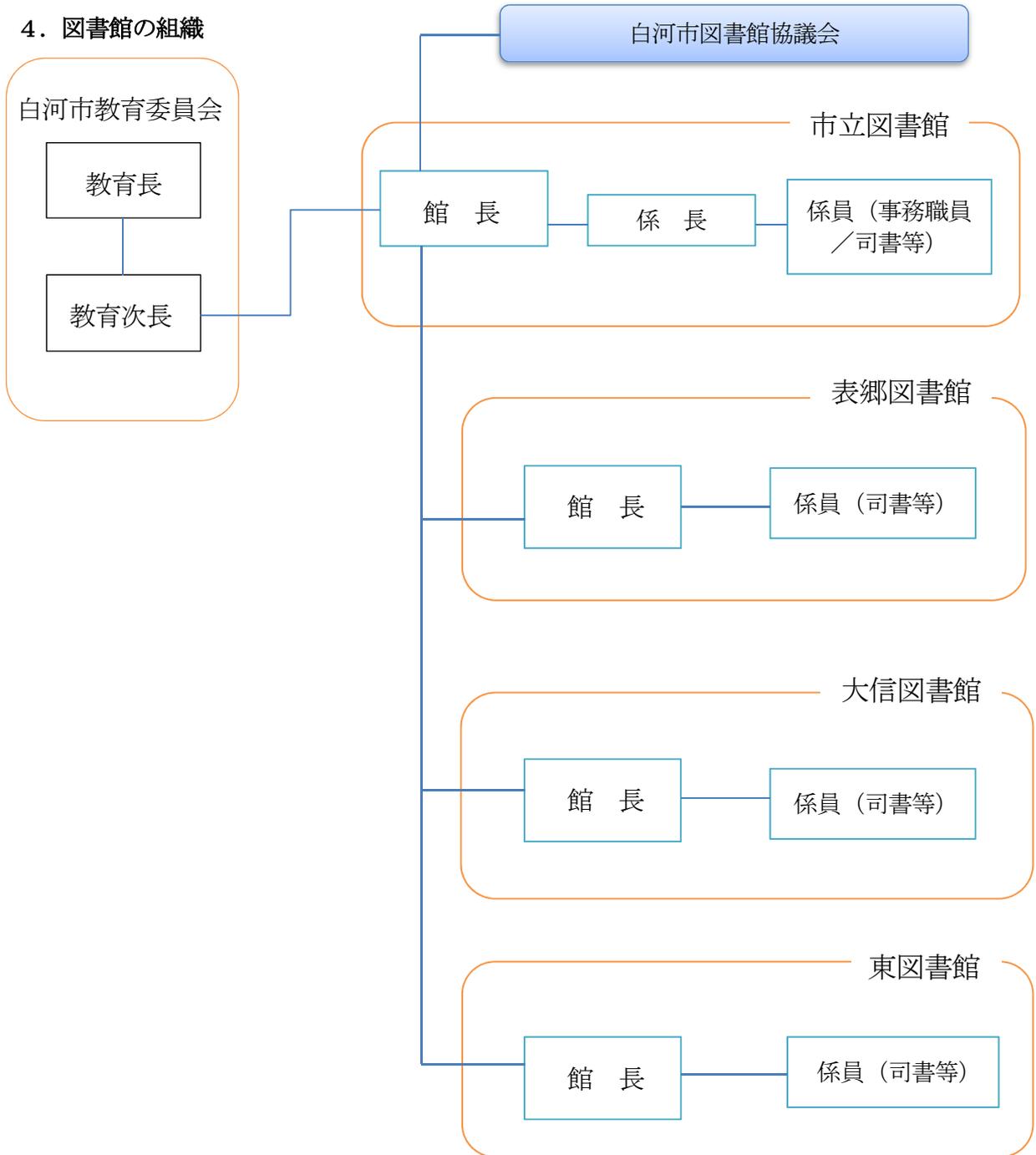
また、表郷、大信、東の各地域図書館も、地域の中心地にあるという立地を生かしまちづくり、人づくりの一端を担う施設として、地域振興の一助となることを目指します。

#### (7) 市民の声とともに歩む

図書館の更なるサービス向上を目指すには、外部の見識を取り入れることも重要なことから、市民の意見を反映する機会を設けます。

- ① 図書館協議会に図書館の管理、運営、サービスなど全般的な意見を求めます。
- ② 学校との連絡会議を設けて図書館との連携を図ります。
- ③ アンケート又は意見箱による利用者からの図書館サービスに対する意見を参考とします。
- ④ 利用者の多様な予約・リクエストの情報を選書に反映させます。

#### 4. 図書館の組織



○職員数内訳

(人)

図書館名	職員数 (うち司書数)	嘱託数 (うち司書数)	臨時数 (うち司書数)	合計 (うち司書数)
市立	9 (8)	8 (8)	6 (5)	23 (21)
表郷	0	3 (2)	1 (1)	4 (3)
大信	0	3 (2)	0	3 (2)
東	0	3 (2)	1	4 (2)
合計	9 (8)	16 (13)	8	34 (28)

\*大信図書館は兼務1名(嘱託)を含む

\*再任用職員は嘱託に含める。

## 5. 図書館の施設概況

### (1) 施設概要

#### ① 白河市立図書館～りぶらん～

[所在地] 白河市道場小路9番地5

[電話] 0248-23-3250 [FAX] 0248-23-4090

[構造・施設] 鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建(一部屋上階)  
図書館 2,733㎡、地域交流機能 388㎡

[収蔵能力] 開架15万冊・閉架10万冊

[閲覧席数] 250席

[駐車場台数] 133台(うち障がい者用3台)

[敷地面積] 16,374㎡

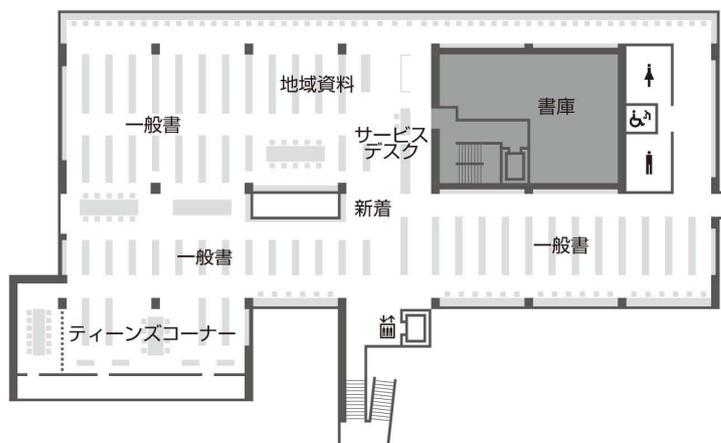
[建設年月日] 平成23年1月竣工

[建設費] 1,665,000千円(多目的複合施設建築費)

# 3F



# 2F



# 1F



## ② 表郷図書館

[所在地] 白河市表郷金山長者久保2番地

[電話] 0248-32-4784

[構造・施設] 鉄筋コンクリート造3階建(表郷庁舎内)2階北側(図書館366.76㎡)

[収蔵能力] 約2万冊

[閲覧席数] 24席

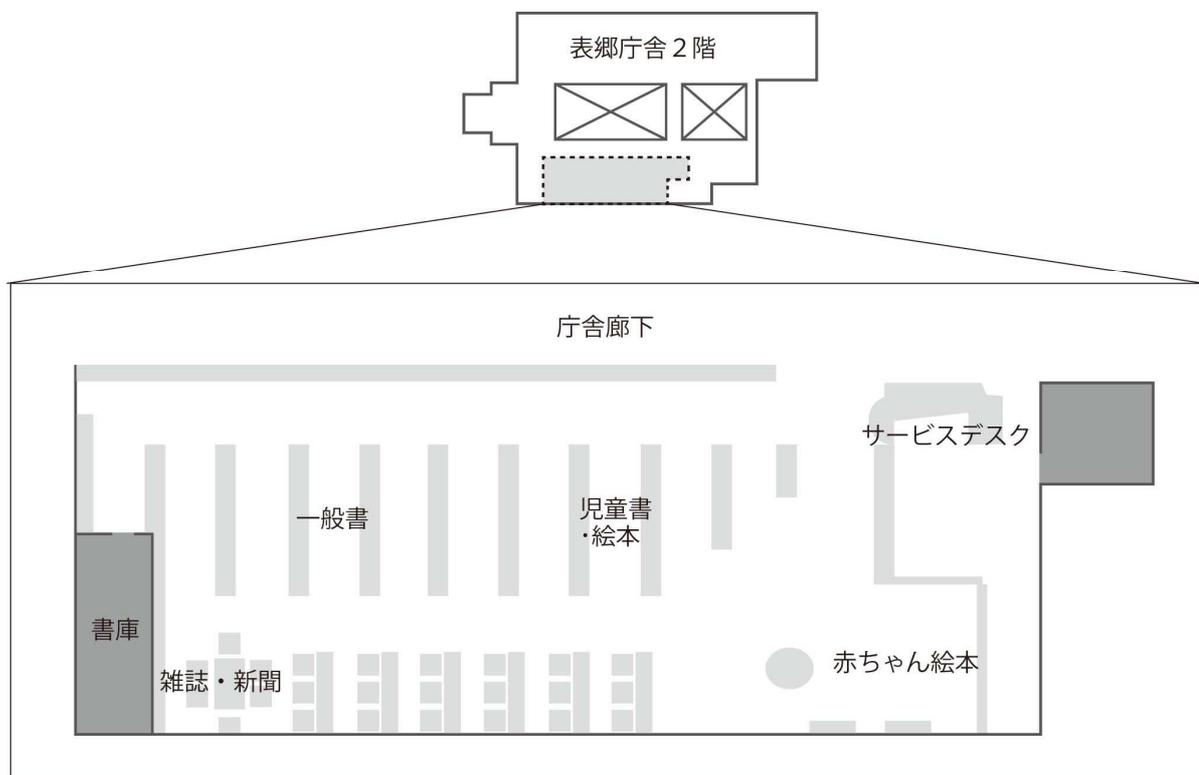
[敷地面積] 2,366㎡

[建設年月日] 平成9年7月31日竣工

[建設費] 1,409,030千円(表郷庁舎建築費)

[図書館部分改修年月] 平成21年2月から3月

[図書館部分改修費] 10,373千円



### ③ 大信図書館

[所在地] 白河市大信町屋字沢田 25 番地

[電話] 0248-46-3614 [FAX] 0248-46-3702

[構造・施設] 鉄筋コンクリート一部木造平屋建 (図書館 411.96 m<sup>2</sup>)

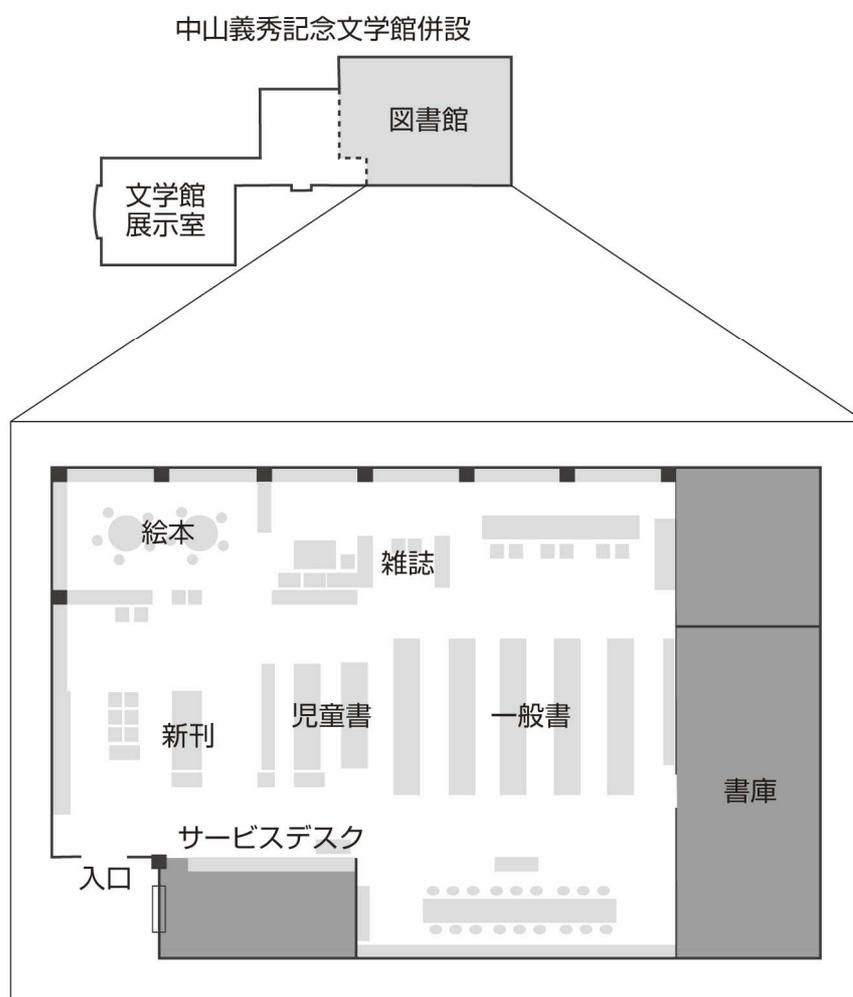
[収蔵能力] 約 4 万冊

[閲覧席数] 43 席

[敷地面積] 4,143 m<sup>2</sup>

[建築年月日] 平成 5 年 3 月 31 日竣工

[建設費] 479,943 千円 (文学館建築費)



#### ④ 東図書館

[所在地] 白河市東釜子字狐内 47

[電話] 0248-34-1130 [FAX] 0248-34-1148

[構造] 鉄筋コンクリート造 2階建 (図書館 507.99 m<sup>2</sup>)

[収蔵能力] 約 6 万冊

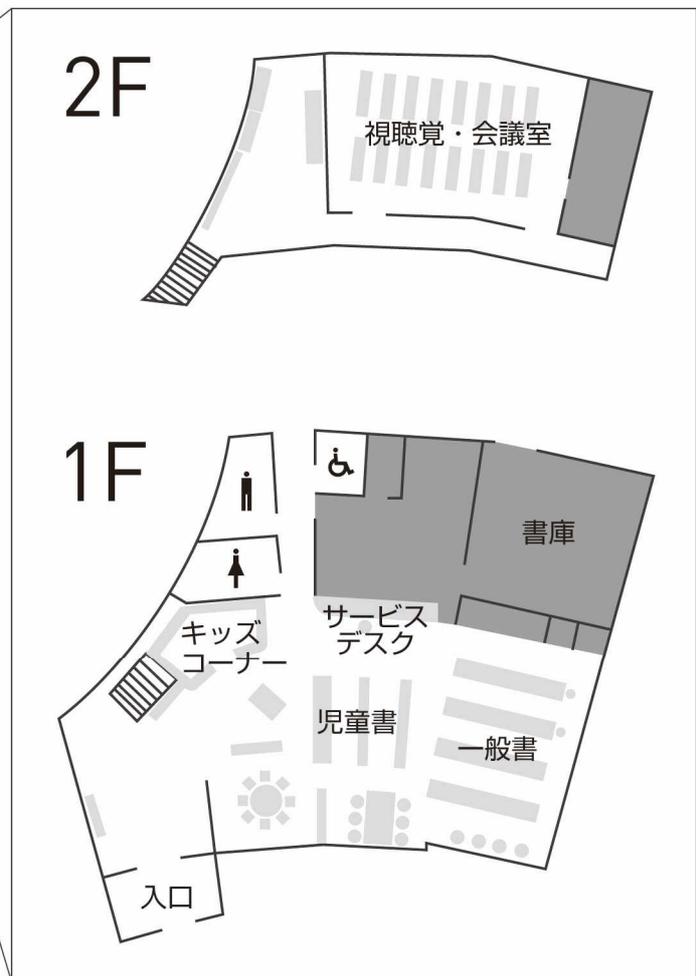
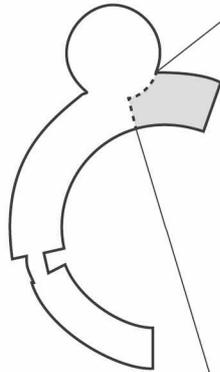
[閲覧席数] 20 席

[敷地面積] 15,428 m<sup>2</sup>

[建設年月日] 平成 7 年 7 月 29 日竣工

[建設費] 1,881,225 千円 (複合施設)

きつねうち温泉  
東文化センター併設



## (2) 図書館コンピュータシステム

### [業務システム]

#### ① 市立図書館

	富士通株式会社 iLiswing21/We V2(平成31 年2月25日まで)	京セラコミュニケーション システム ELCIELO (平成 31年3月13日から)
形 式	基幹系業務サーバ2台 Webサーバ2台	クラウドサーバ
利用者用OPAC (蔵書検索用端末)	8台	7台
利用者用インターネット 接続パソコン	8台	6台
自動貸出機	4台	4台
クライアントパソコン	16台(サービスデスク9台・ 事務室7台)	17台(サービスデスク9台・ 事務室8台)
データベース用端末	1台	1台

② 表郷図書館 5台 \*新システム導入後 5台  
利用者用OPAC(蔵書検索用端末) 1台  
利用者用インターネット接続パソコン 1台  
クライアントパソコン 2台 \*新システム導入後 3台  
蔵書点検用端末 1台 \*新システム導入の際には設置していません

③ 大信図書館 6台 \*新システム導入後 5台  
OPAC(蔵書検索用端末) 1台  
利用者用インターネット接続用パソコン 1台  
クライアントパソコン 3台  
蔵書点検用端末 1台 \*新システム導入の際には設置していません

④ 東図書館 6台 \*新システム導入後 5台  
OPAC(蔵書検索用端末) 1台  
インターネット接続用パソコン 1台  
クライアントパソコン 3台  
蔵書点検用端末 1台 \*新システム導入の際には設置していません

## 6. 利用案内

\*平成31年3月14日、新システム導入のため、利用要件を変更。下線部分が変更点  
開館時間

### 【市立図書館】

火曜～金曜 午前10時～午後8時

土日・祝日 午前9時30分～午後6時

### 【表郷・大信・東図書館】

午前10時～午後6時

休館日

### 【市立図書館】

月曜日（祝日のときは、その翌日）

毎月第1水曜日（祝日のときは、その翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

### 【表郷図書館】

火曜日（祝日のときは、その翌日も）

祝日

毎月第1水曜日（祝日のときは、その翌日も）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

### 【大信図書館】

月曜日（祝日のときは、その翌日）

祝日の翌日（祝日が金曜日にあたるときは、その前日）

毎月第1水曜日（祝日のときは、その翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

### 【東図書館】

火曜日（祝日のときは、その翌日も）

祝日

毎月の末日（12月においては28日。火曜日のときは、その翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理期間

## 資料の閲覧

図書館内の資料は自由に閲覧できます。書庫にある資料はサービスデスクでお出しします。

## 資料を借りるとき

図書館利用カードが必要です。お持ちでない方は、お名前・ご住所を確認できるもの（免許証、保険証、学生証等）をご持参のうえ、各図書館のサービスデスクに申し込んでください。市内4図書館共通の利用カードをお渡しします。図書館をご利用になれる方なら、市外にお住まいでも図書館利用カードを作成することができます。

図書館の資料は、サービスデスクで借りることができます。また、市立図書館では自動貸出機を利用することもできます。

## 借りることのできる期間

21日以内（絵画：28日以内）

## 借りることのできる点数

【図書または雑誌】貸出期間内に読める冊数。

市外利用者：図書・雑誌あわせて10点

ただし、雑誌の最新号は借りることができません。

【視聴覚資料（CD・DVD）】CD・DVDあわせて5点

市外利用者：CD・DVDいずれか1点

【複製絵画】1点

## 貸出延長

Web ページや電話にて貸出期間の延長（最長2週間）ができます。ただし、予約が入っている資料、視聴覚資料等は延長することができません。また、貸出期間を過ぎてからの延長手続きはできません。

## 資料を返すとき

市内4図書館どこでも返すことができます。閉館時は、各図書館にあるブックポストへご返却ください。

## 予 約

図書館の所蔵している資料は予約することができます。図書館にて申込用紙に記入していただくほか、図書館のウェブサイトや館内の端末からも予約ができます。(パスワードが必要です)

	予約可能冊数・点数
図書資料・雑誌	10冊(5冊)
視聴覚資料	5点(CD・DVDあわせた点数)(いずれか1点)
複製絵画	1点

\* ( )内は変更点

## リクエスト

図書館に所蔵のない資料を利用したい場合、リクエストを受け付けています(視聴覚資料、雑誌、コミックは除きます)。市内に在住、在学、在勤されていない方からのリクエストについては、ご用意できない場合があります。その場合は、お住まいの地域の図書館にご相談ください。

## 団体貸出

市内の学校、事業所、社会教育関係団体、家庭文庫、読書会等にまとめて貸し出しを行っています。事前に団体登録が必要になりますので、サービスデスクで申し込んでください。

## 視聴覚資料の視聴

市立図書館では館内でCD・DVDを視聴することができます。視聴ブース(CD・DVDを利用できるブース)の利用は1階のサービスデスクで受付しています。

## 調べたいことがあるとき (レファレンス)

日常生活や仕事、研究で調べたいことがありましたら、お気軽にサービスデスクの職員にご相談ください。資料や情報を探すお手伝いをいたします。(クイズや懸賞・課題の回答、医療相談等はお受けいたしません)

## 資料の検索

図書館の資料検索は白河市立図書館に8台、各地域館に1台ずつある検索端末で検索することができます。また、インターネットからも資料の検索が可能です。

## 資料の複写

図書館の資料は著作権法の定める範囲内で複写することができます。市立図書館1階、2階にコピー機がありますので、「複写申込書」に記入しサービスデスクで確認の後、複写してください。

※複写は図書館の所蔵資料に限ります。持込資料の複写はできません。

《複写料金表》

カラー : 50円	白黒 : 10円
-----------	----------

※ 東図書館は白黒のみの複写となります。

## データベース

市立図書館では一部の端末でデータベースが利用できます。サービスデスクにて申し込みの上、ご利用ください。利用時間は1回1時間以内になります。(利用は無料、紙面を印刷する場合は有料)

各データベースの詳細に関しては図書館ホームページをご覧ください

データベース名	内 容
国立国会図書館 デジタルコレクション	国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料の検索・閲覧ができます。
ヨミダス歴史館	讀賣新聞、明治7(1874)年の創刊号から現代まで約1100万件の記事が検索・閲覧できます。
日経テレコン	過去30年分の日経新聞・日経の各雑誌記事から、国内120万社・海外5,000万事業所の企業情報、ビジネスに欠かせない人事情報にいたるまで、幅広いビジネス情報を多数収録。
日経BP記事検索サービス	日経BP社の雑誌のバックナンバーの記事を、オンラインで検索できるデータベース。
ELDBアカデミック	新聞約100紙・雑誌約250誌を一括して横断的に検索できます。
聞蔵Ⅱビジュアル	朝日新聞の1879年の創刊から今日まで、約1200万件以上の記事と広告が検索できるデータベース。
第一法規法情報総合データベース	法令や判例、立法・行政・司法の公文書などが検索できるデータベース。
官報情報検索	日本国憲法施行日以降～当日発行分の官報(本紙、号外、政府調達公告版、資料版、目録)を検索できます。
福島民報縮刷版 (CD-ROM版)	福島民報の過去の記事(2002・8～)を検索できます。

## インターネット 端末

市立図書館のインターネット端末で、インターネットが閲覧できますので、調べものにお使いください（一部のサイトへのアクセスは制限されています）。サービスデスクに申し込みのうえ、ご利用ください。利用時間は1回1時間以内になります（印刷やファイルの保存はできません）。

表郷図書館及び東図書館の利用時間は1回30分以内です。

## インターネット 公衆無線LAN

市立図書館ではご自分のノートパソコンや携帯端末を持ち込んで、インターネットに接続することができます。ご利用方法等については、職員にお問い合わせください。なお、市立図書館内のパソコン優先席では電源を用意しています。

\*平成31年3月14日からは地域館においても公衆無線LANを導入、ご自身の端末からインターネット接続が可能になりました。

## 7. 図書館協議会

### ○白河市図書館協議会条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 15 号  
改正

平成 24 年 3 月 22 日条例第 14 号

(設置)

**第 1 条** 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、白河市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

**第 2 条** 協議会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は年 2 回開くものとし、臨時会は必要に応じ開くものとする。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 6 条** 協議会の庶務は、白河市立図書館において処理する。

(委任)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 24 年 3 月 22 日条例第 14 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 白河市図書館協議会委員

○ 任 期：平成 30 年 7 月 1 日～平成 32 年 6 月 30 日まで

	氏 名	備 考
会 長	金沢 美香	社会教育の関係者（2号委員）
副会長	二宮 和比古	学識経験を有する者（4号委員）
委 員	箭内 徳二	社会教育の関係者（2号委員）
委 員	樋口 葉子	家庭教育の向上に資する活動を行う者（第3号委員）
委 員	齋藤 正明	学識経験を有する者（4号委員）
委 員	蛭田 敦子	学校教育の関係者（第1号委員）

○ 図書館協議会開催実績

開催年度	日 時	開 催 場 所	
平成 24 年度	平成 24 年 8 月 2 日（木）	白河市立図書館スタッフミーティング室	
	平成 25 年 2 月 6 日（水）	白河市立図書館（地域交流会議室）	
平成 25 年度	平成 25 年 4 月 25 日（木）	〃	
	平成 25 年 12 月 5 日（木）	〃	
	平成 26 年 2 月 27 日（木）	〃	
平成 26 年度	平成 26 年 7 月 11 日（金）	〃	
	平成 27 年 2 月 24 日（火）	〃	
平成 27 年度	平成 27 年 5 月 22 日（金）	〃	
	平成 28 年 2 月 17 日（水）	〃	
平成 28 年度	平成 28 年 7 月 20 日（水）	〃	
	平成 29 年 3 月 16 日（木）	〃	
平成 29 年度	平成 29 年 6 月 29 日（木）	〃	
	平成 30 年 3 月 20 日（火）	〃	
平成 30 年度	平成 30 年 7 月 11 日（水）	〃	
	平成 30 年 12 月 5 日（水）	〃	
	平成 31 年 2 月 6 日（水）	〃	
	平成 31 年 3 月 20 日（水）	〃	

## 8. 平成 30 年度活動報告・平成 31 年度事業計画

### (1) 平成 30 年度活動報告一覧

#### ① 市立図書館

- ア「ちびっこおはなしのくに」
- イ「おはなし会」
- ウ「第 42 回児童読書感想画展」(昭和 50 年～)
- エ「夏休み子ども手づくり絵本教室」(昭和 58 年～)
- オ「夏のおはなし会」(昭和 50 年～)
- カ「冬のおはなし会」(昭和 50 年～)
- キ「第 35 回手づくり絵本展」(昭和 59 年～)
- ク「図書館講座」
- ケ「音訳者養成講座」(中級編)
- コ「地域・家庭文庫配本」
- サ「館内上映会」(平成 21 年度～)
- シ「ブックスタート」(平成 21 年度～)
- ス「図書館利用促進講演会」
- セ「学校図書館支援事業」
- ソ「りぶん廃棄資料リユース事業」
- タ「白河文化交流館コミネス連携事業」

#### ② 表郷図書館

- ア「たのしい図書館」
- イ「図書館学習」
- ウ「団体貸出」
- エ「読み聞かせ『おはなし、よんで!』」
- オ「出前おはなし会」
- カ「図書館だよりの発行」
- キ「表郷移動文庫 つくしの会運営補助」
- ク「びゃっこい村 手づくり絵本展開催への協賛」
- ケ「ふるさと表郷まつりへの出展」

#### ③ 大信図書館

- ア「おはなし会」
- イ「読み聞かせ教室」
- ウ「ブックトーク」
- エ「移動図書館車巡回」
- オ「図書館学習」
- カ「手づくり絵本教室」
- キ「手づくり絵本展」

#### ④ 東図書館

- ア「移動図書館（うぐいす号）巡回」
- イ「手づくり絵本教室」
- ウ「手づくり絵本教室 作品展」
- エ「夏のおはなし会」・「冬のおはなし会」
- オ「おはなし会」
- カ「クリスマスおはなし会」
- キ「地域・家庭文庫等への配本事業」
- ク「図書配本」
- ケ「図書館に行こう」
- コ「図書館でござよう」

### (2) 平成 30 年度事業報告

#### ① 市立図書館

##### ア「ちびっこおはなしのくに」

0歳から2歳の乳幼児を対象に絵本の読み聞かせや手遊びなどを行い、幼いころから絵本との出会いを通して親子で「読書」に興味を抱くよう、ボランティアの協力を得て行いました。

時 期	場 所	参加人数
4月～3月（第1・第3木曜日）	図 書 館（おはなしの小屋）	531人

##### ※「ちびっこおはなしのくに」の移り変わり

紙芝居の会	昭和49年から子ども読書週間にちなんで、毎週木曜日午後実施開始
紙芝居を読んでみる会	昭和57年から高校生（白河女子高校（現白河旭高校）、白河高校落語研究会）の協力により毎週木曜日午後4時～5時まで実施
おはなしの国（くに）	平成3年4月から読み聞かせ、詩の朗読を毎週木曜日（14年度から第3木曜を除く）午後3時30分～午後4時30分まで実施、平成23年度から「おはなし会」に名称を変更。
ちびっこおはなしのくに	平成14年4月から、母親・幼児を対象に絵本の読み聞かせを実施 毎月第3木曜日午前11時～11時30分まで 平成23年8月から毎月第1木曜も実施。



市立図書館：冬のおはなし会

### イ「おはなし会」

3歳から小学生低学年を主に対象とし、読み聞かせやブックトークを行い児童の読書推進及び図書館利用の推進を図りました。

時 期	場 所	参加人数
4月～3月（第2・第4土曜日）	図書館（おはなしの小屋）	271人

### ウ「第42回児童読書感想画展」（昭和50年～）

子ども読書週間（4月23日～5月12日）の一環として市内全域の小学校から読書感想画を募集、図書館のエントランスホールに展示し、児童の読書活動の推進と図書館利用のきっかけづくりを目的に実施しています。

時 期	場 所	参加小学校及び点数
6月7日（木）～18日（月）	図書館 エント ランス ホール	白河第一小学校、白河第二小学校、小田川小学校、 五箇小学校、関辺小学校、みさか小学校、表郷小学 校、信夫第一小学校、信夫第二小学校 計9校、合計96点

### エ「夏休み子ども手づくり絵本教室」（昭和58年～）

小学生が世界でたった一冊の自分だけの本を製作することにより、本への興味と読書意欲を高めるため開催。職員が講師となり、1日目は本の中身作り、2日目は表紙の作成を行いました。

時 期	場 所	参加人数
7月26日（木）～27日（金）	地域交流会議室	10人

### オ「夏のおはなし会」（昭和50年～）

幼児や小学校低学年を対象に、創造力を育て、読書の楽しみへと導くため素話や読み聞かせを実施しました。同時に蔵書を活用した工作教室も実施して、親子で夏休みのひとときを楽しみました。（ボランティアが協力）

時 期	場 所	参加人数
8月11日（土）	図書館（おはなしの小屋）	39人

### カ「冬のおはなし会」（昭和50年～）

幼児や小学校低学年を対象に、創造力を育て、読書の楽しみへと導くため素話や読み聞かせを実施しました。同時に蔵書を活用した工作教室も実施して、親子で冬休みのひとときを楽しみました。（ボランティアが協力）

時 期	場 所	参加人数
12月12日（水）	図書館（おはなしの小屋）	23人

### キ「第35回手づくり絵本展」（昭和59年～）

心をこめてつくられた“世界でたった一冊の絵本”を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより（来場者659人）。読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図りました。手づくり絵本教室で作成した小学生の絵本も展示しました。

時 期	場 所	出品者	出品作品
10月4日（木）～8日（月）	地域交流会議室	292人	302点

### ク「図書館講座」

経費をかけない自主事業を実施。図書館への興味関心を引き出すとともに、生涯学習機会の拡充を図りました。親子向け、一般向けの2講演を実施し好評でした。

時 期	講 座 内 容	場 所	参加人数
8月 2日 (木)	図書館を探検しよう (親子向け)	地域交流会議室	親子向け 9人
2月 3日 (月)	野菜づくり教室 (一般向け)		一般向け 44人

### ケ「音訳者養成講座」(中級編)

録音図書、市広報の音声版等の作成のための編集者の養成講座を開催しました(年4回、8人が受講)。

### コ「地域・家庭文庫配本」

遠距離等の理由で、来館できない利用者のため児童クラブ(5ヶ所)に図書資料の配置を行い、子どもの読書活動の機会を提供しました(1セット=45冊を5回転)

区 分	施 設 等	冊 数
公共施設	白二小児童クラブ	225冊
	関辺小児童クラブ	225冊
	五箇小児童クラブ	225冊
	しらさか児童クラブ	225冊
	しらさかあったか児童クラブ	225冊

### サ「館内上映会」

市内に映画館が無くなってしまったことから、懐かしい映画や親子で鑑賞できる映画等を地域交流会議室(多目的ホール)で上映しました。

時期、対象者及び回数	場 所	延べ入場者数
4月～3月 大人向け 22回	地域交流会議室	338人
4月～3月 子ども向け 11回	地域交流会議室	270人
8月15～18日 夏の上映会 4回 (大人向け・子供向け各2回)	地域交流会議室	104人

### シ「ブックスタート」(平成21年度～)

絵本を通して親子の触れ合いや愛着を深めるとともに、豊かな情操を育むことを目的に、ボランティアの協力を得て、保健センターの1歳児健診の待ち時間の間に、絵本の配布と読み聞かせを行いました。

時 期	場 所	人 数
年間(12回)	中央保健センター	438人

### ス「図書館利用促進講演会」

図書館の利用促進のため、児童向けとして「一人ひとりがみんなたいせつ」をテーマに絵本作家のくすのきしげのり氏、郷土講演会として「戊辰150年」をテーマに、家近良樹氏を招き、トークイベント及び講演会を開催しました。

時 期	講 師	場 所	人 数
9月8日(土)	家 近 良 樹	地域交流会議室	150人
12月8日(日)	くすのき しげのり	地域交流会議室	95人

### セ「学校図書館支援事業」

学校教育課と連携して学校図書館及び学校図書館司書を支援し、学校図書館の環境整備や蔵書整備等を通して、子ども読書活動を推進しました。

- ・学校図書館司書配置校 小学校 15校／中学校 5校 ・学校図書館司書 11名

### ソ「りぶらん廃棄資料リユース事業」

保存期間の経過した雑誌等を無償配布し、資料の有効活用を図っています（年7回実施）。

30年度は3,642冊を配布しました。

### タ「白河文化交流館コミネス連携事業」

コミネス開館とりぶらんの5周年を契機に、図書館内でコンサートや芸術に関するワークショップ等を実施し、双方の連携やPRを行っています。30年度は「能楽ワークショップ」を実施しました。

時 期	内 容	参加人数
7月25日(水)	能のお話と気体運動	28人
8月22日(水)	能のお話と謡	35人

## ② 表郷図書館

### ア「たのしい図書館」

幼稚園児を対象に、図書館の利用法、読み聞かせ、図書の貸出を行い、幼児期から本の楽しさと図書館を身近に感じてもらいました。読書への関心を持ってもらうことがねらいです。

時 期	場 所	参加人数
通年(17回)	表郷図書館	のべ720人

### イ「図書館学習」

小学校2年生を対象に、図書館利用について説明し、利用カードを作成してもらい、自分の好きな本を借りて読書の楽しさ、図書館の使い方を学んでもらいました。

時 期	場 所	参加人数
12月	表郷図書館	50人

### ウ「団体貸出」

保育園、小学校を主に団体貸出を計画的に実施し子どもの読書推進に資することができました。また来館が難しい未就学児等にも本に親んでもらいました。

時 期	場 所	貸出冊数
通年	表郷保育園、表郷小学校、表郷児童クラブ、つくしの会	1,380冊

### エ「読み聞かせ『おはなし、よんで!』」

エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ（月別にテーマを設定）。幼児、児童（低学年）を対象に水曜日と土曜日、随時開催しました。

時 期	場 所	参加人数
4月～3月(34回)	表郷図書館	のべ59人

### オ「出前おはなし会」

わんぱく広場からの依頼により、読み聞かせや紙芝居を行ないました（12月25日）。

時 期	場 所	参加人数
年1回	表郷公民館	69人

### カ「『図書館だより』の発行」

図書館情報のPRのため、毎月1回月初めに発行しました。

時 期	発 行 内 容	配布先
毎月1回	新着情報図書の新着情報（一般・児童）、行事の告知	各家庭

### キ「表郷移動文庫 つくしの会運営補助」

民間ボランティア団体の読み聞かせ活動に対する助成。

助成団体名	活 動 場 所	参加人数
表郷移動文庫つくしの会	子育て広場・幼稚園・社会福祉協議会・高齢者サロン等	434人

### ク「びゅっこい村 手づくり絵本展開催への協賛」

ボランティア団体が主催する手づくり絵本講習会と展示会に協賛しました。

時 期	場 所	参加人数
8月5日/12月	① 手づくり絵本作り講習会（表郷図書館）	15名
	② 絵本展入賞作品の展示（表郷図書館）	100名

### ケ「ふるさと表郷まつりへの出展」

図書館コーナーを設け、雑誌利リユースコーナー図書館だよりの配布等PRに努めました。

時 期	場 所	立寄者数
11月4日（日）	ゲートボール広場スパーク表郷	150名

## ③ 大信図書館

### ア「おはなし会」

図書館司書による読み聞かせ、紙芝居等を行い、本、読書への興味・関心を持ってもらうとともに、図書館利用の推進を図りました。

時 期	場 所	参 加 人 数
7月26日、8月9日、8月23日	大信図書館	42人

### イ「読み聞かせ教室」

地域内小学校の1・2年生を対象に読み聞かせ団体（えほんサークル・おひさま・しらかわ語りの会）による、読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居等を行い、本、読書への興味・関心を持ってもらうとともに、図書館利用の促進を図りました。

時 期	場 所	対 象 人 数
6月7日、6月13日、11月27日	信夫第一小学校、信夫第二小学校、大屋小学校	89人

### ウ「ブックトーク」

小学校の学年別にテーマを決めて、そのテーマを題材とした児童書数点を紹介、子どもの知的好奇心を刺激するとともに、本や読書に対する興味・関心を持ってもらうことをねらいに実施しました。

〔講 師〕 しらかわ語りの会

〔テーマ〕 1～3年生 「ようこそ森へ！」／4～6年生 「時間」

時 期	場 所	対 象 人 数
9月11日、11月8日、11月20日	大信地域内の小学校3校	270人

### エ「移動図書館車巡回」

地域内の園児・児童の読書普及を図るため、地域内の幼稚園へ年間6回、3小学校へ年間各校10回、巡回し、貸出を実施しました。

時 期	場 所	巡回数・利用人数・利用冊数
4月～2月 (8月の長期休校期間を除く)	信夫第一小学校 信夫第二小学校 大屋小学校 大信幼稚園	巡回数 年延べ36回(各小学校10回×3校、幼稚園6回) *利用者 755人 *入館者 1,285人 *利用冊数 3,035冊

### オ「図書館学習」

地域内の小学校2年生を対象に図書館の利用方法、資料の検索方法を説明、図書館への理解を深めるきっかけづくりを行いました。

時 期	場 所	参 加 人 数
10月4日 信夫第二小学校 10月25日 信夫第一小学校 11月20日 大屋小学校	大信図書館	信夫第二(13人)・信夫第一(18人)・大屋(14人) 計45人

### カ「手づくり絵本教室」

世界で1冊の「自分だけの本」を作る楽しみや、完成したときの喜びを通して読書への興味・関心を深めてもらいました。(1日目説明会、2日目制作)

時 期	場 所	参 加 人 数
7月21日・28日	大信図書館	6人

### キ「手づくり絵本展」

手づくり絵本教室で製作した絵本を館内において展示、一般に公開しました。

出品作品数 3点

時 期	場 所
8月7日～19日	大信図書館

#### ④ 東図書館

##### ア「移動図書館（うぐいす号）巡回」

小学生の図書に対する関心や読書への親しみを醸成するため、各小学校に移動図書館を巡回しました。

時 期	場 所	貸出利用人数
毎月1回（4・8・3月を除く）	小野田小学校、釜子小学校 五箇小学校	1,148人

##### イ「手づくり絵本教室」

世界で1冊の「自分だけの本」を作る楽しみや、完成したときの喜びを通して読書への興味・関心を深めてもらいました。

時 期	場 所	参加人数
7月25日、8月1日	東図書館	14人

##### ウ「手づくり絵本教室 作品展」

手づくり絵本教室で制作した絵本を館内に展示し、一般に公開。396名の方が来場しました。

時 期	場 所	参加人数
8月15日～20日	東図書館	14人

##### エ「夏のおはなし会」・「冬のおはなし会」

読み聞かせやお話を通して、本への興味、関心や読書意欲を醸成するため、おはなし会を実施しました。

時 期	場 所	参加人数
8月3日	かまこ児童クラブ	72人
12月26日	小野田小児童クラブ	60人

##### オ「おはなし会」

乳幼児から小学3年生を対象に紙芝居、絵本の読み聞かせ等を行い、図書館に親近感を持ってもらうとともに、読書の楽しさや本に親しむ環境づくりを目指しました。

時 期	場 所	参加人数
通年（8～12月）7回実施	東図書館	のべ43人

##### カ「クリスマスおはなし会」

乳幼児から小学3年生を対象にボランティア団体と共催で紙芝居、絵本の読み聞かせ等を行い、図書館に親近感を持ってもらうとともに、読書の楽しさや本に親しむ環境づくりを目指しました。

時 期	場 所	参加人数
12月8日	東公民館	36人

##### キ「地域・家庭文庫等への配本事業」

いつでも、どこでも本に親しめるように、地域の施設等に配本、高齢者宅に図書を宅配しました。

時 期	場 所	配置数
通年（年3回程度）	児童クラブ（2ヶ所）、美容院、高齢者宅	4ヶ所

### ク「図書配本」

いつでも、どこでも本に親しめるように、地域内の小中学校、事業所に図書を配本しました。

時 期	場 所	配置数
通年（5～6回）	五箇小学校、東中学校	2ヶ所
	市役所東庁舎、民間企業	2ヶ所

### ケ「図書館に行こう」

地域内2小学校の1・2年生を図書館に送迎し、図書館の利用を促すとともに、図書への親しみを育成し、児童の読書推進を図りました。

時 期	場 所	参加人数
通年（4・8・3月除く各月） のべ9回	東図書館	のべ181人

### コ「図書館でござろう」

小・中学校の夏休み期間中に過ごしやすい環境の図書館視聴覚室を開放し、児童・生徒への読書や勉強の場を提供しました。

時 期	場 所	参加人数
7月21日～8月26日 休館日をのぞく30日間	東図書館視聴覚室	のべ225人

## (3) 平成31年度事業計画

### ① 市立図書館

事業名	時 期	内 容
第43回児童 読書感想画展	6月	子ども読書週間（4月23日～5月12日）の一環として、読書感想画を市内全域の小学校から募集し、作品をエントランスホールに展示、児童の読書活動の推進を図ります。併せて、家族や祖父母同伴での図書館への来館を促します。
白河市立図書館 利用促進講演会	8月 11月	図書館の利用促進と読書推進のため、著名な作家を招いて講演会を開催します。
白河市立図書館 利用促進講演会 （郷土関係）	2月 （郷土）	郷土史を学ぶ機会を提供し、郷土への関心を高め、郷土行政資料などの利用を推進ため講演会を開催します。
ちびっこ おはなしのくに	年間 （毎月第1・3 木曜日）	乳幼児を対象に絵本の読み聞かせや手遊びなどを行い、幼い頃からの絵本との出会いを通して「読書」に興味をもたせ、同時に父母へ絵本や共に読むことの重要性を理解してもらいます。
おはなし会	年間（毎月第 2・4土曜日）	小学生を対象に開催し、読み聞かせやブックトークを行い、児童の読書推進及び図書館利用の推進を図ります。
子ども手づくり 絵本教室	7月	世界でたった一冊の自分だけの本を制作することにより本への興味と読書意欲を高めます。
子どもの日の おはなし会	5月	

夏のおはなし会	7月	素話や読み聞かせの中から創造力を育て、読書の楽しみ、図書館利用へと導いていくことを目的に実施します。簡単な工作も行ないます。
冬のおはなし会	12月	
りぶらん廃棄資料リユース事業	6月～11月	図書館において、保存期限の過ぎた本や雑誌、蔵書として受け入れないこととした寄贈本等について、広く市民に提供します。
第36回手づくり絵本展	10月	心をこめて作られた世界でたった一冊の本を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより、読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図ります。
図書館講座	年2回	図書館の資料を活用する講座や読み聞かせの語り手を養成するための講座などを開催します。
学校図書館支援事業	年間	学校図書館の整備及び学校司書の支援を行い、読書活動の推進に努めます。
音訳者会	年間	音訳者の活動状況や情報共有のため、月1回程度開催します。
館内映画上映会	年間	毎月3回、懐かしい映画や親子で鑑賞できる作品等を図書館地域交流会議室で上映します。
ブックスタート	年間 (14回)	絵本を通して親子の触れ合いを深めるとともに、豊かな情操を育むことや図書館利用の促進を図ることを目的に、乳幼児とその母親に絵本を読み、絵本を配付します（子ども育成課、中央保健センター、ボランティア協力）。
児童クラブ配本	年間	児童クラブに図書資料の配置を行い、本に親しむ環境を整えると共に、児童と保護者の新たな図書館利用と読書活動を促します。
白河地域発行新聞デジタルアーカイブ化事業	年間	旧図書館で保管していた1945（昭和20）年代の新聞（白河地方版）の劣化が進み紙面の状態が悪いため、電子デジタル化と複製を行い、書庫のスペース確保を実施します。
まちかど・家庭美術館事業	年間	図書館所蔵の複製画を貸出、事業所や家庭で芸術作品に気軽に触れてもらうことを目的としています。

## ② 表郷図書館

事業名	時 期	内 容
たのしい図書館	通年	幼稚園児を対象に、図書館利用の方法、読み聞かせ、図書の貸出を行い、幼児期から本の楽しさと図書館を身近に感じてもらい読書に親しむ心を育むことを目的に実施します。
図書館学習	9・12月	小学校2年生を対象に、図書館の利用について学び、利用登録(図書カード作成)してもらい、自分の好きな本を借りて読書の楽しさを実感してもらいます。
おはなし、 よんで!	水・土曜日 随時	エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ。来館した園児、児童のリクエストにも応じます。
出前お話し会	年2回	わんぱくスクールや表郷幼稚園からの依頼により、読み聞かせ、紙芝居を行なう。読書の楽しみを知ってもらうことを目的にします。
表郷移動文庫 「つくしの会」 運営補助	通年	ボランティア団体「つくしの会」による読み聞かせ活動に対する市の補助を実施します(3万円/年額) 主な活動: 子育て広場読み聞かせ会 1回/月 表郷幼稚園読み聞かせ会 年2回 社会福祉会読み聞かせ会 年2回
ふるさと表郷まつり「図書館コーナー」の出展	11月上旬	「ふるさと表郷まつり」において、図書館のPRに努めます。図書館利用案内、図書館だよりの配布等を実施します。

## ③ 大信図書館

事業名	時 期	内 容
おはなし会	7~8月	幼児・児童を対象に読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアターを行い、本への興味、関心を持ってもらい読書推進を図ります。
読み聞かせ 教室	6月	読み聞かせ団体による、読み聞かせ、パネルシアター・紙芝居等を行い、本・読書への関心を持ってもらうとともに、読書推進を図ります。(ボランティア団体: えほんサークル・おひさま・しらかわ語りの会)
ブックトーク	10月~11月	小学校低学年・高学年それぞれに「テーマ」を設け、そのテーマに沿った本を数点紹介し、本・読書に対する興味関心を持たせ読書推進を図ります。(講師予定: しらかわ語りの会)
移動図書館	4月~7月 9月~2月	地域内で遠距離等により来館できない児童の読書普及を図るため、地域内小学校3校及び大信幼稚園を巡回し、貸し出しを行います。 〔実施回数〕年間計39回実施予定
図書館学習	10月~11月	地域内の小学校2年生を対象に図書館内での利用学習を行い、図書館利用の推進を図ります。地域内小学校各1回

#### ④ 東図書館

事業名	時期	内容
移動図書館	月1回 (4・8・3月を除く)	小学校に月1回移動図書館車(うぐいす号)を巡回し、子供たちの読書についての関心や親しみを育成します。また、新年度の初めに訪問小学校の1年生児童全員に「利用カード」作成を依頼し、本事業や「図書館に行こう」時に利用できるようにします。
手づくり絵本教室 (説明会・作製)	7月	絵本をつくる喜びや楽しさを体験することにより、本に対する興味、関心と豊かな心を醸成します。また、制作した絵本を展示し、一般に公開します。
おはなし会	通年(月1回)	読み聞かせ、歌あそび等を通して、読書や本に興味、関心を持ってもらうとともに、図書館利用の促進につなげます。
夏のおはなし会	8月	読み聞かせやお話を通して、本に関心や興味を持ってもらい読書の楽しさを伝えます。
冬のおはなし会	12月	読み聞かせやお話を通して、本に関心や興味を持ってもらい読書の楽しさを伝えます。。
地域・家庭文庫等への配本	通年(年3~4回)	いつでも、どこでも本に親しめるよう、児童クラブ、美容室等に図書を配置します。また高齢者等に図書の宅配を行います。
図書配本	通年 (年3~4回)	いつでも、どこでも本に親しめるよう、各学校、地域内事業所に図書を配本します。
図書館に行こう	各小学校(幼稚園)の計画日	小学校1・2年生をバスにより図書館まで送迎し、図書館の利用機会促進と図書への親しみを覚えてもらうことを目的に実施します。
図書館ですごそう	小・中学校の夏休み期間	小中学校の夏休み期間中、過ごしやすい環境の図書館視聴覚室を開放し、子供たちの読書や勉強の場を提供することにより、図書館の利用促進を図ります。

#### 備考：4館で随時実施の事業

- 図書館報の発行(毎月1回)
- 図書館ホームページへの事業告知や報告



東図書館：手づくり絵本教室

## 9. 図書館統計

### (1) 受入・蔵書冊数 (平成 31 年 3 月末現在)

#### ① 図書資料

(冊)

	4館総数	雑誌	合計	参考29年度
受入冊数	24,081	3,964	28,045	22,746
蔵書冊数	407,753	15,812	423,565	376,510

蔵書受入冊数 (市立)	項目	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	語学
	受入冊数	177	534	830	1,655	890	981	352	4,372	316
	蔵書冊数	5,563	8,867	16,177	24,039	12,091	19,665	6,120	46,017	3,349
		文学	児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	合計	参考29年度	参考雑誌
	受入冊数	4,135	2,607	639	213	565	111	18,377	17,075	3,058
	蔵書冊数	58,757	55,291	12,713	10,498	8,975	1,627	289,749	262,713	12,713
蔵書受入冊数 (表郷)	項目	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	語学
	受入冊数	17	25	36	62	62	147	33	245	4
	蔵書冊数	247	425	662	1,255	636	1,424	351	1,644	111
		文学	児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	合計	参考29年度	参考雑誌
	受入冊数	619	1,023	0	15	0	0	2,288	2,348	388
	蔵書冊数	10,522	13,309	0	339	0	0	30,925	28,784	1,369
蔵書受入冊数 (矢信)	項目	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	語学
	受入冊数	19	31	35	56	46	76	24	145	8
	蔵書冊数	309	799	1,452	2,071	1,472	1,899	731	2,519	393
		文学	児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	合計	参考29年度	参考雑誌
	受入冊数	314	626	0	23	0	18	1,421	1,543	247
	蔵書冊数	13,264	13,413	0	902	0	1,390	40,614	40,518	906
蔵書受入冊数 (東)	項目	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	語学
	受入冊数	6	22	7	39	37	61	11	149	4
	蔵書冊数	579	761	1,497	2,684	1,504	1,440	739	2,665	319
		文学	児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	合計	参考29年度	参考雑誌
	受入冊数	389	1,270	0	0	0	0	1,995	1,780	271
	蔵書冊数	11,629	22,429	0	205	0	14	46,465	44,495	824

② 蔵書数の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市立	113,463	121,189	146,399	159,441	179,230	204,380	225,600	245,620	262,713
表郷	12,403	14,282	18,462	20,084	21,543	22,771	24,289	26,505	28,784
大信	36,255	37,212	37,995	38,872	39,592	39,592	41,132	40,634	40,518
東	44,405	41,207	42,186	43,130	43,269	44,460	45,490	47,017	44,495

(2) 利用統計 (平成31年3月末日)

① 利用冊数及び利用者数等

年 度	平成29年度			平成30年度			備 考 [1日当たり]			
	一般	児童	合計	一般	児童	合計	29年度		30年度	
登録者数	1,515	334	1,849			2,122				
貸出利用状況合計	利用冊数	一般図書	392,646		469,097		/			
		児童図書	132,777		147,619					
		郷土資料	1,521		1,710					
		雑 誌	22,843		26,473					
		視聴覚資料	34,169		40,787					
		計	583,956		685,686					
利用者数	一 般	124,009		123,608						
	児 童	12,366		8,335						
	団 体	872		762						
	計	137,247		132,705						
入館者数	276,217		320,633							
貸出利用状況 (市立)	利用冊数	一般図書	370,497		446,495		1855.6	冊	2225.7	冊
		児童図書	103,698		119,575					
		郷土資料	1,463		1,646					
		雑 誌	21,165		24,587					
		視聴覚資料	33,894		40,416					
	計	530,717		632,719						
利用者数	一 般	116,605		116,490		439.4	人	520.9	人	
	児 童	8,455		5,180						
	団 体	600		435						
	計	125,660		122,105						
入館者数	250,158		295,463		874.7	人	1056.6	人		
貸出利用状況 (表郷)	利用冊数	一般図書	7,102		8,384		59.3	冊	69.4	冊
		児童図書	8,569		9,143					
		郷土資料	14		18					
		雑 誌	538		612					
		視聴覚資料	28		48					
	計	16,251		18,205						
利用者数	一 般	2,377		2,568		10.2	人	12.2	人	
	児 童	336		408						
	団 体	79		96						
	計	2,792		3,072						
入館者数	8,216		9,407		30.0	人	35.4	人		

貸出利用状況 (大信)	利用冊数	一般図書	6,403	6,437	52.2	冊	54.8	冊
		児童図書	7,883	7,803				
		郷土資料	25	14				
		雑誌	514	494				
		視聴覚資料	58	46				
		計	14,883	14,794				
	利用者数	一般	2,125	1,955	13.4	人	11.3	人
		児童	1,575	1,023				
		団体	131	162				
		計	3,831	3,140				
入館者数	7,105	5,778	24.9	人	20.8	人		
貸出利用状況 (東)	利用冊数	一般図書	8,644	7,781	65.4	冊	75.6	冊
		児童図書	12,627	11,098				
		郷土資料	19	32				
		雑誌	626	780				
		視聴覚資料	189	277				
		計	22,105	19,968				
	利用者数	一般	2,902	2,595	14.9	人	18.2	人
		児童	2,000	1,724				
		団体	62	69				
		計	4,964	4,388				
入館者数	10,738	9,985	32.5	人	38.4	人		

※登録者・利用者欄の「児童」とは、12歳以下で、それ以外は「一般」です。

※30年度登録者数はシステム入れ替えのため、計上できません。

## ② 蔵書総数

(冊・点)

	市立	表郷	大信	東	合計
開架	193,151	25,970	27,156	25,272	265,236
閉架	109,311	6,324	12,034	20,242	136,111
BM (移動図書館)	—	—	2,330	1,775	4,107
合計	302,462	32,294	41,520	47,289	423,565

※蔵書には視聴覚資料 (CD・DVD)、雑誌を含みます

## ③ 図書館登録者数及び入館者数

(人)

	市立	表郷	大信	東	合計	備考
登録者数	28,143	1,180	3,559	5,510	38,392	登録している人数
有効登録者数	15,612	718	880	1,356	18,566	過去三年1度は貸出を行なっている人数
30年度新規登録者数	1,879	85	64	94	2,122	1年間で新規に登録した人数
30年度実利用者数	15,559	706	870	1,340	18,475	有効登録者のうち、今年度1回は貸出を行なっている人数
入館者数	295,463	9,407	5,778	9,985	320,633	

## ④ 貸出数

(冊・点)

	一般図書	児童図書	郷土資料	雑誌	視聴覚資料	合計
市立	446,495	119,575	1,646	24,587	40,416	632,719
表郷	8,384	9,143	18	612	48	18,205
大信	6,437	7,803	14	494	46	14,794
東	7,781	11,098	32	780	277	19,968
合計	469,097	147,619	1,710	26,473	40,787	685,686

## ※うち団体貸出・移動図書館

(冊)

	うち団体貸出	移動図書館	備考
市立	2,245	-	
表郷	2,972	-	
大信	2,190	3,038	移動図書館5ヶ所
東	1,261	2631	移動図書館3ヶ所
合計	8,668	5,669	

## ⑤ 貸出利用者数

(人)

	一般	児童	団体	合計
市立	116,490	5,180	435	122,105
表郷	2,568	408	96	3,072
大信	1,955	1,023	162	3,140
東	2,595	1,724	69	4,388
合計	123,608	8,335	762	132,705

## ⑥ 予約件数

(件)

	市立	表郷	大信	東	合計
窓口	29,690	660	1,277	1,463	33,090
OPAC	793				793

## ⑦ リクエスト件数

(冊)

	市立	表郷	大信	東	合計
購入して提供した冊数	1,393	0	10	2	1,405
相互貸借 (借受・県内)	379				474
相互貸借 (借受・県外)	98				98
合計 (リクエストに対応した冊数)					1,827

※相互貸借・・・利用者の求めに応じて、所蔵のない図書を県内外の図書館から借受けるサービス。他自治体の図書館へ蔵書を貸出する場合もある。

※参考

市立図書館から県内外の図書館へ貸出した冊数

	市立	表郷	大信	東
相互貸借(貸出・県内)	234			
相互貸借(貸出・県外)	231			
合計	465			

⑧ 受入数

(冊)

	市立	表郷	大信	東	合計
図書購入	19,687	2,519	1,574	2,160	25,940
寄贈	1,109	157	94	106	1,466
合計	20,796	2,676	1,668	2,266	27,406

\*雑誌+視聴覚資料を含む

⑨ 弁償・除籍数

(冊)

	市立	表郷	大信	東	合計
弁償	199	14	3	4	220
除籍	7,047	159	12	23	8,489

\*雑誌+視聴覚資料を含む

⑩ 開館日数

(日)

	市立	表郷	大信	東
開館日数	279	266	278	260

下記期間は休館

システム更新と蔵書点検のため

・市立図書館

平成31年2月21日～3月13日

・地域3図書館(表郷・大信・東)

平成31年2月26日～3月14日



表郷図書館「出前おはなし会」

(3) 購読雑誌一覧 (平成 31 年 3 月末日)

① 市立図書館 購読 232 誌

1	現代の図書館	25	中央公論	49	日経ビジネス
2	子どもと読書	26	DAYS JAPAN	50	プレジデント
3	こどもの図書館	27	日経 WOMAN	51	日経マネー
4	子どもの本棚	28	ニューズウィーク 日本版	52	明日の友
5	この本読んで!	29	婦人公論	53	ケアマネジャー
6	図書館雑誌	30	BRUTUS	54	月刊福祉
7	みんなの図書館	31	現代思想	55	月刊教職研修
8	学校図書館	32	歴史街道	56	総合教育技術
9	ダ・ヴィンチ	33	クレアトラベラー	57	蛍雪時代
10	本の雑誌	34	関東・東北じゃらん	58	ちいさいなかま
11	AERA	35	Discover Japan	59	おそい・はやい・ひくい・たかい
12	an・an	36	ディズニーナビ	60	ゼクシイ 福島版
13	おとなの週末	37	mon mo	61	子どもと昔話
14	公募ガイド	38	旅行読売	62	ナショナル ジオグラフィック 日本版
15	サライ	39	月刊タクティクス	63	日経サイエンス
16	サンデー毎日	40	政経東北	64	Newton
17	週刊朝日	41	地方自治職員研修	65	月刊天文ガイド
18	週刊新潮	42	ジュリスト	66	NHK ガッテン
19	週刊文春	43	週刊エコノミスト	67	きょうの健康
20	女性自身	44	会社四季報	68	月刊ナーシング
21	清流	45	財界ふくしま	69	壮快
22	正論	46	THE21	70	チャイルドヘルス
23	世界	47	週刊ダイヤモンド	71	Casa BRUTUS
24	ソトコト	48	週刊東洋経済	72	新建築

73	住まいの設計	97	Mart	121	きょうの料理
74	日経ものづくり	98	毎日が発見	122	きょうの料理ビギナーズ
75	月刊 自家用車	99	ドゥーパ!	123	Elle gourme
76	Bike JIN : 培俱人	100	美しいキモノ	124	オレンジページ
77	ベストカー	101	eclat	125	蕎麦春秋
78	航空ファン	102	CLASSY	126	dancyu
79	家電批評	103	Safari	127	かぞくのじかん
80	トランジスタ技術	104	Smart	128	月刊クーヨン
81	日経 PC 2 1	105	装苑	129	たまごクラブ
82	日経 Linux	106	Nicola	130	ちいさいおおきいよわい つよい
83	Mac Fan	107	NON・NO	131	母の友
84	LDK	108	ViVi	132	ひよこクラブ
85	Goods Press	109	FINE BOYS	133	プレモ : Pre-mo
86	Begin	110	VERY	134	ベビモ : Baby-mo
87	&premium	111	Marisol	135	現代農業
88	ESSE	112	MEN'S NON NO	136	近代盆栽
89	家庭画報	113	MORE	137	趣味の園芸
90	Ku:nel	114	すてきにハンドメイド	138	趣味の山野草
91	暮らしの手帖	115	キルトジャパン	139	やさしい畑
92	サンキュ!	116	毛糸だま	140	野菜だより
93	住む。	117	コットンタイム	141	エクステリア&ガーデン
94	天然生活	118	美的	142	Wan
95	ハルメク	119	うかたま	143	猫びより
96	婦人之友	120	栄養と料理	144	商業界

145	JTB 時刻表	169	DVD&動画配信で一た	193	将棋世界
146	鉄道ジャーナル	170	スポーツグラフィック ナンバー	194	週刊ファミ通
147	ラジオ深夜便	171	Tarzan	195	ダンスビュー
148	芸術新潮	172	月刊陸上競技	196	ENGLISH JOURNAL
149	美術手帖	173	ランナーズ	197	TIME
150	一枚の絵	174	月刊ゴルフダイジェス ト	198	多聴多読マガジン
151	週刊少年ジャンプ	175	月刊サッカーマガジン	199	Hir@gana Times
152	ちゃお	176	ソフトテニスマガジン	200	ふらんす
153	MOE	177	卓球王国	201	現代詩手帖
154	イラストレーション	178	テニスクラシックプレ ーク	202	川柳マガジン
155	墨	179	バスケットボール	203	短歌
156	デジタルカメラマガジン	180	バドミントンマガジン	204	俳句
157	日本カメラ	181	バレーボール	205	S F マガジン
158	おりがみ	182	ベースボールマガジン	206	オール読物
159	HOBBY JAPAN	183	ワググル	207	群像
160	音楽の友	184	Bi CYCLE CLUB	218	小説新潮
161	jazz japan	185	サイクルスポーツ	219	新潮
162	STEREO	186	BE-PAL : ビーパル	220	STORY BOX
163	バンドジャーナル	187	山と溪谷	221	すばる
164	ROCKIN'ON JAPAN	188	つり人	222	日本児童文学
165	みんなのうた	189	相撲	223	文学界
166	Animage	190	なごみ	224	文藝
167	キネマ旬報	191	フローリスト	225	文藝春秋
168	SCREEN	192	月刊碁ワールド	226	ミステリマガジン

227	かつくら	229	月刊 NEWS がわかる	231	鉄おも
228	月刊ジュニアエラ	230	子供の科学	232	ちゃぐりん

② 表郷図書館 購読 23 誌

1	男の隠れ家	9	クロワッサン	17	からだにいいこと
2	サライ	10	GLOW	18	美 ST
3	週刊新潮	11	Seventeen	19	NHK 今日の料理
4	婦人画報	12	ニコ☆プチ	20	レタスクラブ
5	婦人公論	13	VERY	21	NHK 趣味の園芸
6	旅の手帖	14	mina	22	NHK 趣味の園芸 やさいの時間
7	ディズニーファン	15	Ray	23	小説新潮
8	NHK きょうの健康	16	コットンタイム		

③ 大信図書館 購読 23 誌

1	この本読んで！	9	MONOQLO	17	コードモエ
2	ダ・ヴィンチ	10	LDK	18	園芸ガイド
3	一個人	11	クロワッサン	19	山と溪谷
4	Saita : 咲いた	12	ニナーズ	20	文藝春秋
5	DIME	13	Seventeen	21	たくさんのふしぎ
6	歴史人	14	すてきにハンドメイド	22	News がわかる
7	mon mo : モンモ	15	オレンジページ	23	ちゃぐりん
8	NHK ためしてガッテン	16	dancyu		



市立図書館：雑誌コーナー

④ 東図書館 購読 29 誌

1	こどもの本	11	サンキュ!	21	POTATO
2	日経 TRENDY	12	CHANTO	22	小説宝石
3	婦人画報	13	STORY	23	月刊ジュニアエラ
4	LEE	14	栄養と料理	24	こどものとも
5	旅の手帖	15	レタスクラブ	25	こどものとも 0・1・2
6	ディズニーファン	16	SUUMO リフォーム	26	こどものとも (年少版)
7	日経ヘルス	17	かぞくのじかん	27	こどものとも (年中向き)
8	はつらつ元気	18	現代農業	28	かがくのとも
9	ESSE	19	園芸ガイド	29	たくさんのふしぎ
10	暮らしの手帖	20	MOE		



表郷図書館



大信図書館：おはなし会

(4) 購読新聞一覧(平成 31 年 3 月末日)

① 市立図書館 購読 26 紙

	紙 名	保存期間
1	朝日新聞	1 年
2	読売新聞	1 年
3	産経新聞	1 年
4	毎日新聞	1 年
5	日本経済新聞	1 年
6	福島民報	永年
7	福島民友	永年
8	河北新聞	1 年
9	下野新聞	1 年
10	日本農業新聞	1 年
11	全国農業新聞	1 年
12	織研新聞	1 年
13	日刊工業新聞	1 年

	紙 名	保存期間
14	日経産業新聞	1 年
15	日経 MJ 新聞	1 年
16	日刊スポーツ	1 年
17	スポーツ報知	1 年
18	The Japan Times	1 年
19	毎日ウィークリー	1 年
20	読売中高生新聞	1 年
21	毎日小学生新聞	1 年
22	朝日小学生新聞	1 年
23	朝日新聞東京夕刊	1 年
24	読売新聞東京夕刊	1 年
25	毎日新聞東京夕刊	1 年
26	日本経済新聞東京夕刊	1 年



大信図書館「読み聞かせ教室」

② 表郷図書館 購読3紙

	紙名	保存期間
1	毎日新聞	1年
2	日本経済新聞	1年
3	福島民報	1年

③ 大信図書館 購読4紙

	紙名	保存期間
1	毎日新聞	1年
2	朝日新聞	1年
3	福島民報	1年
4	福島民友	1年

④ 東図書館 購読4紙

	紙名	保存期間
1	読売新聞	1年
2	福島民報	1年
3	福島民友	1年
4	日刊スポーツ	1年



市立図書館「夏休み子ども手づくり絵本教室」



市立図書館「図書館利用促進講演会」  
講師くすのきしげのりさん サイン会

## 10. 予算・決算

### (1) 31年度予算額 155,350千円

【内訳】

科 目	当初予算額 (千円)	内 容
報酬	78	図書館協議会委員報酬
共済費	4,829	嘱託・臨時職員社会保険料
賃金	40,757	嘱託・臨時職員賃金
報償費	723	読書感想画展、音訳者報償、講師謝礼等
旅費	164	研修旅費、講演会講師旅費
需用費	21,628	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,734	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	20,568	警備・清掃、空調設備保守点検、電気設備保守点検等
使用料及び賃借料	25,410	図書館情報システム、公用自動車、コピー機等
工事請負費	1,558	図書館駐車場、市道境界緑地植栽工事
備品購入費	33,556	図書購入費、庁用器具購入費
負担金補助及び交付金	2,168	福島県公共図書館協議会負担金等
公課費	177	移動図書館車自動車重量税
総 計	155,350	

### (2) 30年度決算額 142,305千円

【内訳】

科 目	決算額 (千円)	内 容
報酬	143	図書館協議会委員報酬
共済費	4,409	嘱託・臨時職員社会保険料
賃金	38,360	嘱託・臨時職員賃金
報償費	564	読書感想画展、おはなしのくに報償、講師謝礼等
旅費	224	視察研修旅費、おはなし講座講師旅費
需用費	21,525	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,661	通信運搬費、情報使用料、手数料、保険料
委託料	31,086	警備清掃委託、図書館システム委託料等
使用料及び賃借料	3,648	自動車賃借料、事務機賃借使用料等
備品購入費	36,718	図書・視聴覚資料、庁用器具購入費
負担金補助及び交付金	1,967	福島県公共図書館協会費負担金等
総 計	142,305	

## 1 1. 条例・規則等

### ○白河市立図書館条例

平成 22 年 12 月 20 日条例第 40 号  
改正

平成 26 年 3 月 26 日条例第 37 号

(設置)

**第 1 条** 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(名称及び位置)

**第 2 条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市立図書館	白河市道場小路 96 番地 5
白河市立表郷図書館	白河市表郷金山字長者久保 2 番地
白河市立大信図書館	白河市大信町屋字沢田 25 番地
白河市立東図書館	白河市東釜子字狐内 47 番地

(休館日及び利用時間)

**第 3 条** 図書館の休館日及び利用時間は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

**第 4 条** 白河市立図書館の地域交流会議室(以下「会議室」という。)を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ白河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、会議室を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が会議室の施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的に反するとき。

3 教育委員会は、会議室の管理上適当でないとき、第 1 項の許可をしないことができる。

(使用料の納入義務)

**第 5 条** 前条第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

**第 6 条** 市長は、公益上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料不返還の原則)

**第 7 条** 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

**第 8 条** 利用者は、会議室を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

**第 9 条** 利用者は、会議室の利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

**第10条** 利用者は、会議室の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

**第11条** 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

**第12条** 故意又は過失により図書館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、図書館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、第5条第2項ただし書及び第6条の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(白河市立図書館条例の廃止)
- 2 白河市立図書館条例(平成17年白河市条例第166号)は、廃止する。  
(中山義秀記念文学館条例の一部改正)
- 3 中山義秀記念文学館条例(平成17年白河市条例第174号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

**附 則**(平成26年3月26日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

利用区分	利用者	入場料の徴収の有無	使用料(1室1時間当たり)
利用施設			
小会議室(1・2・3)	市内	入場料を徴収しない場合	510円
		入場料を徴収する場合	1,020円
	その他	入場料を徴収しない場合	1,530円
		入場料を徴収する場合	2,040円
中会議室(1・2・3)	市内	入場料を徴収しない場合	1,020円
		入場料を徴収する場合	2,040円
	その他	入場料を徴収しない場合	2,040円
		入場料を徴収する場合	4,080円

## 備考

- 1 この表において「市内」とは、市民（個人及び団体）及び市内企業、商店等に勤務する者をいい、「その他」とはそれ以外の者をいう。
- 2 この表において「入場料を徴収する場合」とは、利用者が利用施設に入場する者から入場料を徴収する場合（名称を問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。）をいい、「入場料を徴収しない場合」とはその他の場合をいう。
- 3 利用者の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

## ○白河市立図書館規則

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 図書館奉仕

第1節 通則（第3条—第9条）

第2節 館内利用（第10条—第13条）

第3節 館外利用

第1款 個人貸出し（第14条—第19条）

第2款 郵送等による個人貸出し（第20条—第24条）

第3款 団体貸出し（第25条—第31条）

第4款 移動図書館（第32条）

第3章 図書館資料の寄贈（第33条）

第4章 地域交流会議室の利用（第34—第41条）

第5章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、白河市図書館条例（平成22年白河市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館奉仕 図書館が図書館資料及び図書館を利用する者に対して行うべき奉仕をいう。
- (2) 図書館資料 図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他図書館奉仕の機能を達成するため必要な資料をいう。
- (3) 館内利用 図書館資料を図書館施設内で利用することをいう。
- (4) 館外利用 図書館資料を図書館施設外で利用することをいう。
- (5) 個人貸出し 個人の館外利用に供するため図書館資料を貸し出すことをいう。
- (6) 郵送等による個人貸出し 図書館に来館できない者に対し、郵送等の方法により図書館資料の個人貸出しを行うことをいう。
- (7) 団体貸出し 図書館資料を一定の団体の館外利用に供するため貸し出すことをいう。

## 第2章 図書館奉仕

### 第1節 通則

(事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料を収集し、当該資料を利用しようとする者の用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類を適切にし、及びその台帳を整備すること。
- (3) 図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館及び図書室と連絡し、及び協力して図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 読書会、研究会、講演会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (6) 移動図書館に関すること。
- (7) 視覚聴覚障害者のための図書館資料を整備し、貸し出すこと。
- (8) その他図書館奉仕のために必要な事業

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

2 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(その他の職)

第5条 前条に規定する職のほか、図書館に必要な応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、図書館事務を整理する。
主幹	上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
副館長補佐	副館長を補佐し、図書館事務を整理する。
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
専門司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務を整理する。
係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された担任の事務を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。
副主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された高度な事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務をつかさどる。

(休館日及び休館期間)

第6条 図書館の休館日及び休館期間は、次のとおりとする。

図書館名	休館日及び休館期間
白河市立図書館	(1)毎週月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下単に「祝祭日」という。)に当たる場合は、翌日とする。 (2)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

	(3)館内整理日 毎月第1水曜日。ただし、当該水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (4)特別整理期間 白河市教育委員会「以下「教育委員会」という。」の承認を得て、館長が定める期間
白河市立表郷図書館	(1)祝祭日 (2)毎週火曜日。ただし、当該火曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (3)1月2日及び同月3日及び12月29日から同月31日まで (4)館内整理日 毎月第1水曜日。ただし、当該水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (5)特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立大信図書館	(1)毎週月曜日。ただし、当該月曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (2)祝祭日の翌日。ただし、当該祝祭日が金曜日に当たるときはその前日とする。 (3)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (4)特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立東図書館	(1)祝祭日 (2)毎週火曜日。ただし、当該火曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 (3)1月2日及び同月3日及び12月29日から同月31日まで (4)館内整理日 毎月の末日（12月においては28日）とし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日とする。 (5)特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

（開館時間）

第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

図書館名	開館時間
白河市立図書館	(1)日曜日、土曜日及び祝日 午前9時30分から午後6時まで (2)火曜日から金曜日まで 午前10時から午後8時まで
白河市立表郷図書館	午前10時から午後6時まで
白河市立大信図書館	
白河市立東図書館	

- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（利用者の義務等）

第8条 図書館資料及び図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、この規則及び館長又は係員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、図書館資料を丁寧に取り扱いとともに、書き込み等により汚損してはならない。  
又は書込み等を行ってはならない。
- 3 利用者は、図書館内（以下「館内」という。）の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 館長は、図書館の管理運営上支障があると認める者に対しては、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、図書館資料を紛失し、又は損傷したときは、図書館資料紛失・損傷届(第1号様式)を提出し、館長の指示に従いこれと同一の図書館資料若しくは相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

2 利用者は、図書館の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷したときは、館長の指示に従い、相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

## 第2節 館内利用

(利用の方法)

第10条 図書館資料は、館内の所定の場所において自由に利用することができる。

(複写)

第11条 図書館資料の複写は、図書館が利用者の求めに応じて行うものとする。

(複写することのできる図書館資料の範囲)

第12条 図書館は、利用者の求めがあった場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内で図書館資料を複写し、利用者に提供することができる。ただし、次の各号に掲げる図書館資料についてはこの限りでない。

- (1) 複写により損傷するおそれのある図書館資料
- (2) 寄託された図書館資料で、その寄託契約の条件として複写が禁止されているもの
- (3) その他館長が複写することを不相当と認めた図書館資料

(複写物の利用上の責任)

第13条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

## 第3節 館外利用

### 第1款 個人貸出し

(登録手続等)

第14条 個人貸出しを受けようとする者は、住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館利用登録申込書(第2号様式)を提出し、利用カード(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 利用カードの交付を受けた者(以下「利用カード所持者」という。)は、利用カードが不要になったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

3 利用カード所持者は、利用カードを亡失したとき、又はその記入事項について変更があったときは、速やかにその旨を届け出て、利用カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

4 利用カード所持者は、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 前項の規定に違反したことにより生じた損害については、利用カード所持者がその責めを負うものとする。

(利用手続)

第15条 個人貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示するものとする。

(貸出数量)

第16条 館長は、図書館資料の種別等の区分により個人貸出しの数量を制限することができる。

(利用期間)

第17条 図書館資料の個人貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して21日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第18条 次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書及び参考図書(辞典、事典、年鑑等)
- (2) 雑誌の最新号
- (3) 新聞、官報及び公報
- (4) その他館長が貸し出すことを不相当と認める図書館資料

(返却)

第19条 個人貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

第2款 郵送等による個人貸出し

(郵送等による個人貸出しの対象者)

第20条 郵送等による個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者であって、視覚障害程度等級が1級から6級までのもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由障害程度等級が1級から6級までのもの
- (3) 前2号に掲げる者と同等の障害を有する者であって、郵送等による個人貸出し以外の方法による図書館資料の利用が困難と認められるもの

(郵送等による個人貸出しの登録手続)

第21条 郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、第14条に規定する登録手続の際、身体障害者手帳又はその写しを提示するものとする。

2 図書館に来館することが著しく困難であると認められる者が、第14条に規定する登録手続を行う場合は、郵送等により図書館利用登録申込書を提出することができる。

3 館長は、前項の規定により図書館利用登録申込書の提出があったときは、当該図書館利用登録申込書が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

(郵送等による個人貸出しの利用手続)

第22条 郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、利用カードを添えて、郵送等により図書館資料の貸出しを申し込むことができる。

(利用期間)

第23条 図書館資料の郵送等による個人貸出しの期間は、第17条の規定にかかわらず、貸出しを受けた日の翌日から起算して1箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第24条 郵送等による個人貸出しに係る送料(第21条第2項の規定により図書館利用登録申込書を提出する場合を除く。)については、図書館が負担する。

### 第3款 団体貸出し

(団体貸出しの対象団体)

第25条 団体貸出しを受けることができる団体は、市内に所在する学校、官公署、会社、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、家庭文庫、読書会その他の団体(以下「団体」という。)とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(登録手続等)

第26条 団体貸出しを受けようとする団体に所属する者は、所属団体及び本人の住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館団体貸出申込書(第4号様式)を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により利用カードの交付を受けた者について準用する。

(利用手続)

第27条 団体貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示しなければならない。

(貸出数量)

第28条 館長は、図書館資料の種別等の区分により団体への貸出数量を制限することができる。

(利用期間)

第29条 図書館資料の団体貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して3箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(返却)

第30条 団体貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

(利用の制限の準用)

第31条 第18条の規定は、団体貸出しについて準用する。

### 第4款 移動図書館

(巡回奉仕)

第32条 図書館は、読書施設に恵まれない地域を定期的に巡回し、図書館奉仕を行うものとする。

### 第3章 図書館資料の寄贈

(寄贈の手続)

第33条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈届(第5号様式)を館長に提出するものとする。

### 第4章 地域交流会議室の利用

(会議室を利用できない日)

第34条 条例第4条に規定する白河市立図書館の地域交流会議室(以下「会議室」という。)は、第6条に規定する白河市立図書館の休館日及び休館期間にかかわらず、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを利用できない期間とする。

(利用許可の手続)

第35条 会議室を利用しようとするものは、地域交流会議室利用許可申請書(第6号様式)を会議室を利用しようとする日の7日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、会議室の利用を許可したときは、当該許可をしたもの(以下「利用者」という。)に対し地域交流会議室利用許可書(第7号様式)を交付するものとする。

(利用許可の変更手続)

第36条 利用者は、前条第2項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合は、地域交流会議室利用許可変更(取消)申請書(第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更を許可したときは、当該利用者に対し地域交流会議室利用許可変更(取消)許可書(第9号様式)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第37条 条例第6条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催又は共催する事業に使用する場合 全額

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)が授業の一環として使用する場合 全額

(3) 各種団体等が市などの行政機関が所管する事業又は施策への協力を目的として使用する場合 全額

(4) 各種団体等の利用目的が利用者以外の市民福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認められる場合 全額

(5) 市が後援、協力協賛する事業の中で、全県や全国規模の事業など、特に地域振興に寄与すると認められる場合 全額

(6) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者又はこれらの者により構成される団体が使用する場合 100分の50に相当する額

(7) 市内の社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額

(8) 社会福祉団体、まちづくり活動団体及びボランティア団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額

(9) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額

(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額

(11) 高齢者又は高齢者により構成された団体(老人クラブ等)が使用する場合 100分の50に相当する額

(12) その他教育委員会が特に認めた団体等が使用する場合 100分の50に相当する額

2 使用料の減免を受けようとする利用者は、第35条第1項の規定により地域交流会議室利用許可申請書を提出する際に、当該申請書に必要事項を記入し、教育委員会へ提出するものとする。

(使用料の返還)

第38条 条例第7条ただし書の規定により既に納めた使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害又は会議室の利用の許可を受けたものの責めに帰さない理由により会議室が利用できなくなったとき 全額

- (2) 会議室を利用しようとする日の3日前までに利用の取りやめを申し出た場合  
で相当の理由があると認めるとき 100分の50に相当する額
- 2 前項に定める使用料の返還を受けようとする利用者は、地域交流会議室使用料  
返還申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。  
（利用許可の取消し）

第39条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定により利用の許可を取  
り消し、又は変更したときは、地域交流会議室利用許可取消（変更）通知書（第  
11号様式）により利用者に通知する。  
（遵守事項）

第40条 利用者は、会議室の利用にあたっては、次に掲げる事項を守らな  
ければならない。

- (1) 図書館の施設、設備等を滅失し、又は損傷しないこと。
- (2) 利用後は、施設内の清掃及び整頓をすること。
- (3) 施設内の風俗及び秩序を乱さないこと。
- (4) 酒類を持ちこまないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

（損傷等の届出）

第41号 会議室の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、直ちにその旨を教  
育委員会に届け出なければならない。

#### 第5章 雑則

（その他）

第42条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事  
項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
（白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 白河市立図書館規則（平成17年白河市教育委員会規則第31号）
  - (2) 白河市立東図書館規則（平成17年白河市教育委員会規則第32号）  
（中山義秀記念文学館条例施行規則の一部改正）
- 3 中山義秀記念文学館条例施行規則（平成17年白河市教育委員会規則第  
41号）の一部を次のように改正する。  
目次を削る。  
「第1章 総則」を削る。  
第2章から第5章までを削る。  
「第6章 義秀展示館利用」を削る。  
第25条中「第6号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第3条とする。  
第26条を第4条とする。  
第27条第2項中「第7号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第5条とす  
る。  
第28条第2項中「第8号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第6条とす  
る。  
第29条中「第9号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第7条とする。  
「第7章 雑則」を削る。  
第30条を第8条とする。

第1号様式から第5号様式までを削り、第6号様式中「第25条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を第1号様式とする。

第7号様式中「第27条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を第2号様式とする。

第8号様式中「第28条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を第3号様式とする。

第9号様式中「第29条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第4号様式とする。

(経過措置)

4 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則並びに改正前の中山義秀記念文学館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

## ○白河市立図書館資料収集方針

平成21年12月22日

### 前文

白河市立図書館は市民の知る権利を保障し、市民の求める資料、情報に必ず応えることができるように努め、あわせて地域の文化を（継承し）高めるために、資料の収集を行います。

本方針を広く公開し、市民と協働した「みんなの図書館」を目指します。

### 1 基本方針

- (1) 資料の収集は、市民の要求に基づき、市民個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行います。
- (2) 主義・主張や多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集します。
- (3) 市民の日常生活や調査研究に役立ち、教養を高め、娯楽・趣味等に資する資料を中心に収集します。
- (4) 多種多様広範な要求に応えるため、図書のほか新聞、雑誌、パンフレット、大活字本、紙芝居、楽譜、視聴覚資料、電子資料なども積極的に収集するほか、白河市を中心とする地域の郷土・行政資料は徹底的かつ網羅的に収集します。  
ただし、活字以外の資料については活字資料とのバランスを考慮して収集します。
- (5) 基本的人権の侵害にかかわる問題などの資料の公開及び取り扱いについては、全職員で充分協議するほか、必要に応じて市民にも意見を求め、館長がこれを決定します。

### 2 資料別収集方針

- (1) 一般図書  
市民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり、幅広く収集します。
- (2) 児童図書  
情操を豊かに育む資料および楽しむことのできる資料はもとより、学校や学校図書館への支援および連携を考慮した資料を収集します。
- (3) 参考図書  
調査研究を行うために必要な辞書・辞典・年鑑・便覧・統計・白書等を各分野にわたって収集します。
- (4) 郷土資料  
白河市に関するものを中心に、福島県内と栃木・茨城両県北部までを含む範囲での歴史・社会・文化などに関するもの、古文書・記録・映像・録音資料を積極的に収集します。  
特に、だるま、そば・ラーメン等の粉食関係、県南地方の歴史・文化関係の図書、白河にまつわる芭蕉・西行、城郭、松平定信、中山義秀文学賞受賞者の作品等を収集します。
- (5) 行政資料  
白河市をはじめ関係行政機関で公開された資料を網羅的に収集します。
- (6) 新聞  
国内発行の主要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのものも含めて収集します。  
地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙についても、利用度に応じて収集します。
- (7) 雑誌  
国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、生活、教養、娯楽、趣味等に役立つ一般誌、週刊誌、女性雑誌で、児童及び青少年向けのものも含めて収集します。  
地域社会の経済、産業及び科学技術に役立つ専門誌も、必要に応じて収集します。
- (8) 視聴覚資料

趣味、教養、娯楽または文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品及び代表的実演歌の作品を中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

#### (9) 電子化資料

CD-ROM等のパッケージされた電子化資料は、その特性を活かして製作されたものを中心に必要に応じて収集します。ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

ネットワーク上の情報源については「収集」という概念はあたりませんが、必要に応じて提供するよう努めます。

#### (10) 障害者資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、録音図書などを収集します。

#### (11) 漫画、コミック

長い年月を経て評価が定まったもの、芸術性の高いもの、定評のあるもの、時代を表現したものを中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

### 3 ジャンル別収集方針

#### (1) 歴史・伝記・地理

多様なレベルの図書を収集します。また、姉妹都市、友好都市に関する資料は積極的に収集します。

#### (2) 社会科学

多様な観点にたったものを幅広く収集します。法令・判例集は逐次更新します。

#### (3) 技術・工学・家庭

数学・物理・科学・地学・天文・生物などの入門、解説書を中心に、各分野の事典・図鑑類は幅広く、医学・健康分野は最新情報のものを収集します。

#### (4) 産業

農業・園芸関係は実用書を、商業は経営に役立つものを収集します。

### 4 寄贈・寄託資料

寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意思を尊重し、かつ本方針に準拠して受け入れません。

### 5 その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定めます。

平成 31（令和元）年度

# 図書館要覧

---

令和 2 年 2 月 発行・編集

白河市立図書館

白河市道場小路 96 番地 5

電話 0248-23-3250